

「財団法人斯道文庫図書管理方針大綱」

原口, 大輔
九州大学附属図書館付設記録資料館 : 講師

<https://doi.org/10.15017/4822548>

出版情報 : 九州大学附属図書館研究開発室年報. 2021/2022, pp.50-19, 2022-08-31. Kyushu University Library
バージョン :
権利関係 :

「財団法人斯道文庫図書管理方針大綱」

原 口 大 輔⁺

〈キーワード〉 麻生家文書、斯道文庫、九州帝国大学、麻生太賀吉、九州農士学校

Books management Outline of Shido Bunko Foundation

HARAGUCHI Daisuke

一、財団法人斯道文庫の誕生

昭和十三年（一九三八）六月、株式会社麻生商店は会社設立満二〇周年記念事業の一つとして、「精神科学研究所」たる財団法人斯道文庫を寄附設立した¹。設立時に作成された文書（「財団法人斯道文庫設立沿革梗概」）によると、麻生商店社長・麻生太賀吉は、かつて河村幹雄（一八八六～一九三一、元九州帝国大学工学部教授）が主宰する斯道塾で薫陶を受けたことで、「父祖の遺業を継承して率あつゝある会社麻生商店の質実剛健なる氣風を更に生命化してこゝに一つの根柢ある精神的伝統を形成するに至」ったため、会社内に「一大精神運動」を起こすとともに、会社と地縁のある福岡

に日本精神文化研究所を設立することを企図した。そして、九州帝国大学の諸教官の協力を得て具体化し、株主総会の決議を経て財団法人斯道文庫の設立に至った。場所は、松永安左エ門の海浜別荘を譲り受ける形で、福岡市地行西町三四番地に設置された。

太賀吉は、財団法人申請にかかる自らの履歴に、昭和四年三月福岡中学校卒業後、昭和四年五月から同七年一二月までの間、「九州帝国大学工学部教授理学博士河村幹雄氏主宰ノ斯道塾（在福岡）ニ於テ専ラ人格ノ修養ニ努メ傍ラ七年十二月ニ至ル迄九大法文学部聴講生トシテ法政経済学ヲ研究ス」と記し、そして文庫の名称に用いるほど、斯道塾での修学の意義を強調していた。設立趣意書では、河村が大日本帝国の臣民（「み民われ」）の「深き自覚と信念とに基き、思を特に教育に致され、普く全国に唱道して志ある

⁺ はらぐち だいすけ 九州大学附属図書館付設記録資料館講師（〒812-0395 福岡市西区元岡七四四番地） E-mail: haraguchi.daisuke.110@mkvushu-u.ac.jp

¹ 本稿における事実関係は、特に注記がない限り、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫編『斯道文庫三十年略史』（同、一九九〇年）、二六～三〇頁による。本稿で翻刻した資料を出典とする場合には、本文中に【表】の仮番号・表題を付す。

² 国立公文書館蔵「斯道文庫（設立）昭和十三年度」（請求番号・平17文科00四五四一〇〇）。

人々を奮起せしめ」るため、「みづから斯道塾を開いて青人草の生くべき道をわれらに示」したことに強く影響を受けたことを告白している（2「斯道文庫設立趣意書」）。

斯道文庫は、昭和一三年に発足した財団法人時代、戦後、九州大学文学部に「麻生文庫」として寄託されていた時代、そして慶應義塾大学へと移管され、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫として今日にいたる三期に区分することができるといえる。

さて、財団法人斯道文庫は昭和一三年一月六日、創立準備会において大綱を定め（当日は創立記念日となる）、事業目的を、研究・編纂・出版、講座・講演会の開催などと定め、翌年一月一六日、創立式を挙行するとともに、文庫広間において記念展覧会を開催した。ここで出品された典籍などは『斯道文庫創立記念展覧会目録』から窺い知ることができる。

発足当初の役員は次の通り。理事長は麻生太賀吉（株式会社麻生商店取締役社長）、理事は、太賀吉のほか、春日政治（前九州帝国大学教授・文学博士）、後藤文夫（前内務大臣）、生源寺順（九州帝国大学教授・工学博士）、野田勢次郎（株式会社麻生商店専務取締役）の五名が任じられた（3-13「財団法人斯道文庫寄附行為」第十条）。文庫の実務に関する人事は、まず文庫長は生源寺が担い、研究顧問として春日、小牧健夫（九州帝国大学教授）、竹岡勝也（九州帝国大学教授）の三名、研究員には佐藤通次（九州帝国大学助教授）、野見山温（九州帝国大学講師）、笹月清美（九州帝国大学講師）、大塚英雄（主事）が任じられた。大塚は主事が本務である。文庫の書記は高山勘次郎である（3-14「斯道文庫規則」第一条）。研究顧問・研究員は日本・中国・西洋の文学思想などを専攻する九州帝国大学の教官が兼任していたこと、そしてその立地と、地元・福岡の学問発展に対する太

賀吉の強い意思が読み取れる。⁴

なお、麻生商店専務取締役から斯道文庫の理事となった野田の経歴を確認しておく、明治三九年（一九〇六）七月、東京帝国大学理科大学地質学卒業後、農商務技手（同年七月）、同技師（同四〇年一月）を務め、大正六年（一九一七）二月に依願免本官、同年三月より久原鋳業株式会社に技士として入社し、翌七年八月に調査課長、さらに同九年三月に東京帝国大学工学部講師の嘱託されたのち、同年一〇月、麻生商店取締役に就任する。その後は麻生商店関連会社の役員などを歴任している。⁵

本稿では詳述しないが、『斯道文庫三十年略史』によると、発足直後の斯道文庫は研究活動、講演会の開催など順調に事業を進めていたようである。しかし、研究員の転出や戦局の悪化により昭和一九年からは事業活動は停滞し、図書整理に終始することになり、翌二〇年六月一九日の福岡大空襲によって文庫も土蔵等の一部を残すだけで事務所・研究室は焼失し、文庫の機能は事実上停止してしまった。敗戦後、文庫の目的を「日本文化ニ関係アル文献ヲ整理シ研究者ノ利用ニ資スル」ことへと財団の目的を変更したものの（12-12「財団法人斯道文庫寄附行為」）、経済状況の変化も相俟って文庫の運用が困難となり、解散の手續きを取るようになった（昭和二一年五月三一日）。これにより、財団法人時代の斯道文庫の幕は閉じることとなる。

二、本資料の紹介とその特徴

そもそも、財団法人時代の斯道文庫のことを知りうる資料はさほど多くはない。ここでは三点紹介したい。まず、①先述した『斯道文庫三十年略史』。通史部分では財団法人時代の言及はさほど多くないが、巻末に付され

3 山口輝臣は、竹岡は典籍をテキストとして思想史を追跡した自らの研究関心・手法と相俟って、斯道文庫との関係が密であったことを指摘している（山口輝臣「九州帝国大学法文学部における歴史学」小澤実・佐藤雄基編『史学科の比較史——歴史学の制度化と近代日本——』〔勉誠出版、二〇二二年〕）。

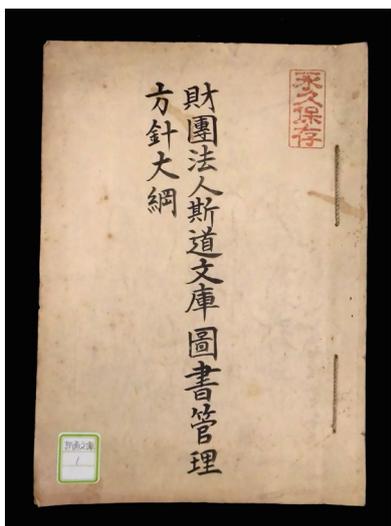
4 麻生商店満二〇周年記念では、九州帝国大学に理学部創設のための資金も寄附している。ちなみに、現段階でこれ以上検討を深める材料を持ち合わせていないが、「精神運動」を重視し、九大の教官と共同して学術的研究を行う斯道文庫と理学部創設は、太賀吉の思想の両輪を成しているのではないかと筆者は考えている。

5 前掲『斯道文庫（設立）昭和十三年度』。

た充実した資料編によって、各年度の事業や人事など基本的な情報が分かる。また、財団法人時代に限らず、九大文学部「麻生文庫」時代のそれも詳しい。

次に、②国立公文書館所蔵「斯道文庫（設立）昭和十三年度」（請求番号・平17文科〇〇四五四一〇〇）、「斯道文庫（設立）昭和十四年度」（請求番号・17文科〇〇四五五一〇〇）、「斯道文庫（変更届）昭和十五年年度」（請求番号・平29文科〇〇三〇一〇〇）の簿冊三点。こちらは二〇二二年五月時点で、国立公文書館において利用区分がいずれも「要審査」となっていたため、筆者が利用請求し、滞りなく利用決定が出たため、六月に実際に資料を閲覧したものである。この簿冊自体、これから説明する本資料の原本の一部であり、財団法人の申請の際に作成された資料（の一部）を把握することが可能である。ただし、昭和一三年から昭和一五年までの三年度分しかないため、初期の状況は分からないという限界はある。

そして、③本稿で紹介する「財団法人斯道文庫図書管理方針大綱」（九州大学附属図書館付設記録資料館寄託「麻生家文書」斯道文庫―1）である。表題は板紙に墨書され、右側二か所の紐綴じによって編綴された本資料の構成は【表「財団法人斯道文庫図書管理方針大綱」（斯道文庫―1）簿冊内容】のようになっている。法量は縦二五・二センチメートル、横一七・七センチメートル。内容の大半は「麻生鉱業株式会社用箋」に記された写しである。



6 「麻生家文書」には、「斯道文庫」と親番が付された史料が三点あり、そのうち二点を除く。一点は財団法人時代から九州大学文学部「麻生文庫」時代の史料である。本史料を含むそれらの史料目録は二〇二二年度末に公表する予定である。それだけにとどまらず、膨大な「麻生家文書」の中には斯道文庫の報告書や講演会の通知などの史料も散見される。二〇二二年六月時点でその全てを把握することはできないが、いずれ史料整理が進むにつれて新たな史料が発見される可能性は十分にある。

右上に「永久保存」と記された朱印が捺されたことから推測すると、寄附行為変更などに応じて主務官庁へ提出した書類の麻生家側（あるいは会社）の控えであろう。①、②と比較すると、次の二点が大きな特徴といえる。まず一点目に、本来は公文書として提出された寄附行為や各種規則の変更、そしてその条文や変更理由・過程が分かる点である。①は寄附行為や各種規則類は設立当初のものしか記されておらず、その後の変更については年表で触れられるのみで条文の変更は不明であった。なお、③の原本である②は三年度分のみ確認できる。二点目に、敗戦後、解散にかかる財産処分状況が詳細に判明する点である。解散を決定した斯道文庫は、大きく分けて、九州農士学校、福岡県立図書館、麻生塾へと財産を分与した。九州農士学校とは、昭和六年六月、当時福岡県知事だった松本学が、昭和主基斎田を祈念して、福岡県早良郡脇山村に設立した「福岡農士学校」をもととし、昭和二二年六月に財団法人化して「九州農士学校」と改名した私学校である。設立にあたり、松本は麻生太吉にも寄附金を依頼し、太吉も快諾しており、この財産分与もそこから続く縁と言えらる。何より、財団法人化した際、野田が理事長となり、その後、分与の経緯もあつてか太賀吉も理事として名を連ねることとなった。

先述のごとく、今回、翻刻、紹介する史料は「麻生家文書」に残された写しが大半ではあるが、①、②では窺うことのできない情報も多数あり、それらを比較することで財団法人時代の斯道文庫の運営状況がより詳細に検討することができるようになるだろう。解説はこのあたりにしておき、あとは翻刻した史料をぜひご覧いただきたい。

- 7 「九州農士学校 校史」（国立国会図書館憲政資料室蔵「松本学関係文書」五六六）。
- 8 原口大輔「松本学と全村学校運動の展開」（『九州史学』第一九〇号、二〇二二年）。
- 9 前掲「九州農士学校 校史」、一二、一三頁。少なくとも、昭和二二年一月から麻生義之介は松本学に財団法人化の相談を行い、松本は規約・規程などの相談に乗っていた（尚友倶楽部・原口大輔・西山直志編『松本学日記 昭和一四年〜二二年』（芙蓉書房出版、二〇二二年）昭和二二年一月一六日条、四二五頁）。当初、松本は義之介を理事長に擬していたようである（『松本学日記』昭和二二年五月二日条、四四一頁）。

【表「財団法人斯道文庫図書管理方針大綱」(斯道文庫-1) 簿冊内容】

仮番号	表題	年月日	差出人	宛先	備考
1	財団法人斯道文庫設立沿革梗概	昭和14年7月			麻生鉱業株式会社罫紙5枚
2	斯道文庫設立趣意書				麻生鉱業株式会社罫紙4枚
3-1	財団法人設立許可申請書	昭和13年11月29日	財団法人斯道文庫創立者 麻生太賀吉	文部大臣 男爵 荒木貞夫	麻生鉱業株式会社罫紙1枚
3-2	臨時株主総会決議録	昭和13年8月2日			麻生鉱業株式会社罫紙4枚
3-3	財団法人斯道文庫寄附行為				麻生鉱業株式会社罫紙7枚
3-4	斯道文庫規則	昭和13年11月6日 施行			麻生鉱業株式会社罫紙7枚
3-5	積立金規定	昭和13年11月6日 施行			麻生鉱業株式会社罫紙3枚
3-6	事務規定				麻生鉱業株式会社罫紙3枚
3-7	財団法人設立許可書送附ノ件	昭和14年1月11日	福岡県学務部長	財団法人斯道文庫創立者 麻生太賀吉	麻生鉱業株式会社罫紙1枚
3-8	〔許可状〕	昭和13年11月29日	文部大臣 男爵 荒木貞夫	財団法人斯道文庫創立者 麻生太賀吉	麻生鉱業株式会社罫紙1枚
4-1	〔通知状〕	昭和14年12月8日	財団法人斯道文庫理事長 麻生太賀吉	福岡県知事 児玉九一	麻生鉱業株式会社罫紙1枚
4-2	財団法人斯道文庫寄附行為変更許可申請書	昭和14年12月8日	財団法人斯道文庫理事長 麻生太賀吉	文部大臣 河原田稼吉	麻生鉱業株式会社罫紙1枚
4-3	財団法人斯道文庫寄附行為変更履行及其理由				麻生鉱業株式会社罫紙1枚
4-4	第三回理事会議事録(抄)	昭和14年12月6日			麻生鉱業株式会社罫紙3枚
5-1	第七回理事会議事報告書	昭和16年3月8日			麻生鉱業株式会社罫紙2枚
5-2	規則改正報告進達依頼書	昭和16年3月8日	理事長	福岡県知事 本間精	麻生鉱業株式会社罫紙1枚
5-3	斯道文庫規則及積立金規定改正報告	昭和16年3月8日	理事長	文部大臣 橋田邦彦	麻生鉱業株式会社罫紙2枚
6-1	寄附行為中変更ノ件	昭和15年3月22日	福岡県学務部長	財団法人斯道文庫理事長 麻生太賀吉	麻生鉱業株式会社罫紙1枚
6-2	〔通知状〕	昭和15年3月14日	文部大臣 松浦鎮次郎	財団法人斯道文庫	麻生鉱業株式会社罫紙1枚
7-1	小牧理事選任並ニ生源寺理事住所変更報告	昭和15年4月6日	理事長		麻生鉱業株式会社罫紙1枚
7-2	〔通知状〕	昭和15年4月6日	財団法人斯道文庫理事長 麻生太賀吉	福岡県知事 児玉九一	麻生鉱業株式会社罫紙1枚
7-3	〔通知状〕	昭和15年4月6日	財団法人斯道文庫理事長 麻生太賀吉	文部大臣 松浦鎮次郎	麻生鉱業株式会社罫紙1枚
7-4	辞令(写)	昭和15年3月24日	財団法人斯道文庫理事会	従四位勲三等 小牧健夫	麻生鉱業株式会社罫紙1枚
8	職員及雇員服務規定	昭和15年5月11日 改正			麻生鉱業株式会社罫紙3枚
9-1	斯道文庫規則	昭和16年2月20日 改正			麻生鉱業株式会社罫紙5枚
9-2	積立金規定	昭和16年2月20日 改正			麻生鉱業株式会社罫紙3枚
10	積立金規定	昭和19年1月改正			麻生鉱業株式会社罫紙4枚
11-1	第十七回理事会決議録	昭和20年12月10日			麻生鉱業株式会社罫紙7枚
11-2	寄附行為変更認可申請案	昭和20年12月22日	財団法人斯道文庫理事長 麻生太賀吉	文部大臣 前田多門、福岡 県知事 曾我隼松	麻生鉱業株式会社罫紙1枚
12-1	〔通知状〕	昭和21年5月29日	福岡県知事 野田俊作	財団法人斯道文庫	麻生鉱業株式会社罫紙1枚
12-2	財団法人斯道文庫寄附行為	昭和20年12月10日 改正			2丁(両面謄写)
12-3	斯道文庫規則	昭和20年12月10日 改正			1丁(両面謄写)
13-1	財団法人斯道文庫解散許可申請書	昭和21年5月27日	財団法人斯道文庫理事長 麻生太賀吉	福岡県知事 野田俊作	麻生鉱業株式会社罫紙1枚
13-2	第十九回理事会決議録	昭和21年5月11日			麻生鉱業株式会社罫紙8枚
13-3	解散財団財産処分算書(内訳)		財団法人斯道文庫		麻生鉱業株式会社罫紙3枚
14	財団法人斯道文庫図書管理方針大綱		麻生鉱業株式会社		罫紙2丁(両面謄写)
15	財団法人斯道文庫清算報告書				罫紙2丁(両面謄写)
16-1	〔通知状〕	昭和21年5月29日	福岡県知事 野田俊作	財団法人斯道文庫	麻生鉱業株式会社罫紙1枚
16-2	法人解散のこと	昭和21年5月29日	福岡県教育民生部長	財団法人斯道文庫理事長 麻生太賀吉	麻生鉱業株式会社罫紙1枚
17-1	登記簿抄本	昭和21年6月24日	福岡区裁判所書記 増田一 郎		麻生鉱業株式会社罫紙1枚
17-2	財団法人清算人届	昭和21年5月31日	財団法人斯道文庫理事長 麻生太賀吉	福岡県知事 野田俊作	麻生鉱業株式会社罫紙2枚
17-3	清算人受諾書	昭和21年5月31日	麻生太賀吉		麻生鉱業株式会社罫紙1枚
17-4	清算人受諾書	昭和21年5月31日	野田勢次郎		麻生鉱業株式会社罫紙1枚
17-5	財団法人斯道文庫清算報告書				麻生鉱業株式会社罫紙4枚 収支表は15と同じもの。

注1: 仮番号は簿冊内容の前後関係から筆者が仮に付したものである。

注2: 表題が記されていないものは、内容をもとに〔 〕で仮表題を付した。

【凡例】

一、本資料は、九州大学附属図書館付設記録資料館寄託「麻生家文書」に所収される、「財団法人斯道文庫図書管理方針大綱」（斯道文庫―一）を翻刻したものである。

一、史料の法量は、縦二五・二センチメートル、横一七・七センチメートルである。

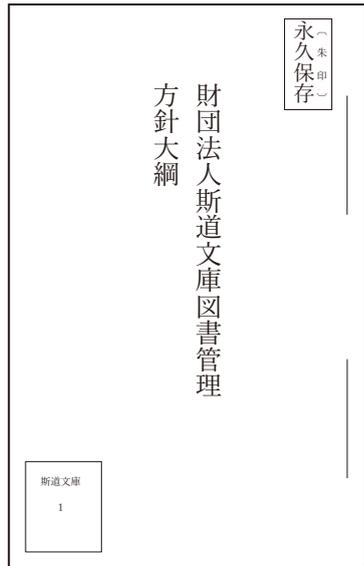
一、旧字体・異体字は原則として現用字体に改めた。

一、本文中、適宜読点を施した。

一、明白な誤字には「〔 〕」を付して正字を併記したり、「〔ママ〕」を付したりした。

一、資料の解説、及び構造を示す必要上、翻刻の際、簿冊内の資料に仮表題を付し、それぞれの関係性が分かるように番号を付した。詳細は、本資料解説に付した【表「財団法人斯道文庫図書管理方針大綱」（斯道文庫―一）】を参照のこと。

【表表紙】



【本文】

1 財団法人斯道文庫設立沿革梗概（昭和一四年七月、麻生鋳業株式会社昇紙五枚）

財団法人斯道文庫設立沿革梗概

財団法人斯道文庫は株式会社麻生商店の寄附設立にかゝる精神科学研究所であつて、同会社創立満二十周年記念事業の一として成つたものである。而して同会社が一鋳業会社にして敢へてかゝる事業に出資するの挙に出でたことは固より縁由する所がなければならぬ。即ち同会社取締役社長麻生太賀吉氏は曾つて昭和の初め頃故九州帝国大学教授河村幹雄先生の斯道塾にあつて朝夕咫尺の間に先生の薫陶を受くること数年、こゝに「草莽の臣の道」はた又「名もなき臣民の心」に生きることの肝要事たるを知り、斯の道斯の心を備ふる教育こそは人事の根幹たる所以を訓へられ、更には斯道斯心に立ちつゝ、之を解明し且之が実践の原理を与ふべき精神科学の研鑽の必要を感じたのであつた。のみならずその肉親の父祖亦この志を以て氏に伝へ遺すところがあつた。これらの事はやがて氏が父祖の遺業を継承して率あつたる会社麻生商店の質実剛健なる気風を更に生命化してこゝに一つの根柢ある精神的伝統を形成するに至つてゐたのである。かくして昭和十三年、宛も同商店の創立満二十周年の慶祝に当るが故に此の精神的伝承に体を与ふべき好機なる事に想到し、同会社内に一大精神運動を起すとともに、日本文化古今の盛運に由緒深く且同会社と地縁浅からぬ九州福岡の地に、設立せらるべくして未だその拳を見ざりし一の日本精神文化研究所を創設せんとするの意を以て同年六月九州帝国大学の諸教官に諮るところがあつた。然るに偶々これら諸教官の間には夙にかゝる研究機関設置の希望あり、為に事は頗る順調に具体化するの氣運に到達した。即ち同会社取締役会は直ちに満場一致本計画に正式の賛同を与へ、更に諸般の調査の後、之を同会社株主総会に付議したるところ、同総会は決議して「今度設立セラル、斯道文庫ハ日本精神文化ノ研究

ヲ主眼トスルモノニシテ之ガ創立ニハ満腔ノ賛意ヲ表スルモノナリ」となすに至った。

爾来、九州帝国大学諸教官殊に大島直治教授、生源寺順教授、小牧健夫教授、竹岡勝也教授、蔵内数太教授、佐藤通次助教授、前同大学教授春日政治博士、及び前内務大臣後藤文夫氏其他の諸氏の熱心なる尽力により、事務所を福岡市地行西町三十四番地に定めて着々と人的物的両方面に亘る準備が進められた。かくて同年十一月六日は実に本文庫の実質的誕生の日を成すに至ったのである。爾後はたゞ之に法律的形式を与ふべき法人資格申請の事のみが残ったのであるが、之も数度関係者の会合を重ねて寄附行為、文庫規則を始め法人財産に関する文書其他諸般の書類を整備し、同十一月三十日には財団法人設立許可申請書を所管官庁に提出する運びとなり、この年も終りに近き十二月二十六日に至り早くも当日附設立許可の電報通知を得、こゝに本文庫はその設立の議起つてより半歳にして名実共に独立の研究機関として遠き将来を担ひつつ成立することとなった。

併し乍ら本文庫半歳の歴史はその設立の為にする準備手続に止まることなく、既にその体の成るに先立ち、研究に必要な基本図書蒐集に力を注ぎ、十一月初めには同じく本文庫の事業たる編纂出版事業の手始めとして我が郷土秋月の勤皇家戸原卯橘の文献の予備的研究に着手し、本年正月十六日の創立式を機として右文献並に之と関係深き原古処及采蘋父子の文書文献、更に日本古典の双璧たる古事記及び日本書紀に関する当地方所在文献の展覧会を催し、頗る盛会裡に終了した。

勿論これらは本文庫事業の一端緒に外ならず、事業の三大綱領たる研究、編纂及び出版並に基本図書の蒐集も着々その歩を進めつゝあり（本年度については後掲事業計画（概要参照）、近くは対社会活動の第一歩として七月二十四日より五日間日本精神文化講座を公開することにした。以て学により些か三恩に報ずるの志を表はし、本文庫創設の目的に副はむとの冀望を持つるものである。而してこの事たる固より独力を以て成し遂げ得る事ではなく、就中郷土学界並に江湖の支援に俟つこと多きものがある。こゝに相携へて国

運の進展に参じ度き念願を披瀝して以て沿革概要の結語に代へる次第である。（昭和十四年七月）

2 斯道文庫設立趣意書（麻生鋳業株式会社罫紙四枚）

斯道文庫設立趣意書

明治維新この方に於けるわが国の飛躍的發展は、西洋近世史が約四世紀半を費して達成し得たるところを遙かに凌駕する、世界史上空前の偉観である。而して、この偉業たるや、西洋文化の移入模倣の大なるに依らずして、実に肇国以来本具せる諸契機を縁に応じ機に乗じてみづからの内より開展せしむる祖国日本の総合的創造力に基くのである。即ちこれ畏くも明治天皇が「之ヲ古今ニ通ジテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と顕示し賜ひし「斯ノ道」の新たな具現に外ならぬ。

されば、かつてはわれらの祖先が全東洋の文物を受用して渾厚無比の文化を成就せし如く、今やわれらは普く世界の文物を摂取して雄大無邊の文化を建設すべき使命を負荷してゐるのである。

しかしながら、この使命は広く且深く、一朝一夕を以て達成せらるべくもない。思ふに文化の交流接觸に於ては概して外形の変易が先行するの常であるから、諸般の技術がめざましき發展を遂げたのに対し、精神生活の面にあつては、わが国本来の立場に対する無自覚に基く幾多の矛盾不調和の面しがたきものが少くなかつた。自己の立場を自覚的に把握せざるところに自主的国民文化はない。而して、自主的国民文化の確立は「み民われ」が歴史的社会的存在としての国家の生命に帰投する国民精神を原動力とする。わが国三千年の歴史は実に自主的国民文化確立の苦闘史である。

維新以来幾多の先覚も、明治天皇の宏謨を仰ぎまつりつゝ、また聖徳太子、親鸞、素行、宣長等大先哲の芳躅を慕ひつゝ、身を以てこの国民的苦闘を体験し、嶮難の一路を邁進し來つたのである。故河村幹雄先生もまことにその一人であつた。先生はその「み民われ」の深き自覚と信念とに基き、思を

特に教育に致され、普く全国に唱道して志ある人々を奮起せしめ、またみづから斯道塾を開いて青人草の生くべき道をわれらに示されたのである。今や諸般の機縁熟して、かの大御言葉を仰ぎ、この法縁に随ひこゝに本文庫の創設を見るに至った。さればその名に斯道を冠するもの亦縁由浅からぬものがあるのである。

およそ、精神文化を対象とする研究は、研究者の属する国家の史的生命的開展に随順するものでなければならぬ。けだし、国家は客体的存在にとゞまらずして、研究者とともに生命の主体であり、且個々の主体を内に含む超越的主体なるが故である。他面、国民文化の高下はその担ひ手たる個々人の体験の深淺に應ずる、全は個を媒介とせずしては具体的たり得ぬからである。

かくて、本文庫に於ては、日本を原理として諸般の研究を行ひ、先哲の志業を相続して斯道の學術的顯揚をなすとともに、關係者一同が相携へて日本文化の深化に微力を致さんことを期するものである。

3-1 財団法人設立許可申請書（昭和十三年十一月二十九日、麻生鉷業株式会社野紙一枚）

財団法人設立許可申請書

今般民法第三十四条ニ依り別紙寄附行為ニ依り財団法人斯道文庫ヲ設立致度候条御許可相成度關係書類相添此段及申請候也

昭和十三年十一月二十九日

福岡県飯塚市大字立岩貳百拾四番地
財団法人斯道文庫設立者 麻生太賀吉

文部大臣 男爵

荒木貞夫 殿

3-2 臨時株主總會決議録（昭和十三年八月二日、麻生鉷業株式会社野紙四枚）

臨時株主總會決議録

昭和拾參年八月貳日午前拾時本社会議室ニ於テ臨時株主總會ヲ開ク

総株主数 貳拾五名 総株数 參拾貳万株

出席株主 七名 此持株数 貳拾壹万九千五百五拾株

右内訳

壹九八、貳五七株 麻生太賀吉

九、〇貳七株 麻生義之介

六、〇〇參株 麻生太七郎

六、〇〇參株 麻生五郎

貳〇〇株 野田勢次郎

參〇株 吉川庄兵衛

參〇株 多田鉄男

委任ニ依ル株主五名 此持株数 七萬壹千百四拾八株

右内訳

四〇、〇〇〇株 麻生典太

壹壹、壹四八株 麻生辰子

壹六、〇〇〇株 麻生太右衛門

貳、〇〇〇株 麻生キミヲ

貳、〇〇〇株 麻生フヨ

定刻ニ至リ定款第貳拾八条ニ依り取締役社長麻生太賀吉議長席ニ着キ開會ヲ宣シ左記議案ヲ附議スル旨ヲ述ブ

財団法人斯道文庫ニ対シ寄附行為ノ件

議長 本社ハ創立以來滿二十年ニ達シ会社ノ基礎漸ク定マレルハ各位ト共ニ慶

祝ニ堪ヘザル処ナリ、思フニ目下我国産業界ノ重大任務タル生産力拡充ヲ遂

行スルニハ尋常ノ手段ニテハ実現ノ永續性ヲ見ルコト困難ナリ、宜シク精神

運動ヲ促進シテ日本精神ヲ発揚シ之ガ自覚ノ上ニ立脚セザルベカラズ、斯ル見地ニ於テ内地社内ニ於テモ此運動ヲ実行シツ、アレドモ外部ニ於ケルスル運動ヲ助成スルコトモ亦最モ急務ナリト信ズ、今度計画セラル、斯道文庫ハ日本精神文化ノ研究ヲ主眼トスルモノニシテ之ガ創立ニハ万腔ノ賛意ヲ表スルモノナリ

茲ニ当社二十周年ヲ記念シ財団法人斯道文庫ニ対シ基本金トシテ金參拾万円、但シ本社所有ノ九州水力電気株式会社株券六千株及同財団法人創設資金トシテ金五万円ヲ即時寄附シ、尚将来適當ノ時期ニ於テ土地竝建物ヲ寄附スルコトニ去ル六月二十七日ノ重役会ニ附議シテ可決シタリ、此喜ビヲ頌ツ意味ニ於テ本日株主各位ニ報告スルト共ニ御同意ヲ求ムル所以ナリ

一同賛意ヲ表明ス
議長 一同ノ御同意ヲ得タルハ誠ニ喜ビノ至リナルコトヲ告ゲ本案ノ可決確定シタルコトヲ宣シ、議事録署名者トシテ麻生五郎及吉川庄兵衛ヲ指名シテ散会セリ

時二午前十時五分ナリ

下名等ハ右決議ノ正確ヲ証スル為メ左ニ署名調印スルモノナリ

昭和拾參年八月貳日

本社会議室ニ於テ

議長 取締役社長 麻生太賀吉

株主 麻生五郎

株主 吉川庄兵衛

3-3 財団法人斯道文庫寄附行為（麻生鋳業株式会社野紙七枚）

財団法人斯道文庫寄附行為

第一章 名称

第一条 本法人ハ之ヲ財団法人斯道文庫ト称ス

第二章 目的及ヒ事業

第二条 本法人ハ日本ヲ原理トシテ諸般ノ研究ヲ行ヒ學術ニヨリ国運ノ進展ニ参スルヲ以テ目的トス

第三条 本法人ハ前条ノ目的ヲ達成スル為左ノ事業ヲ行フ

- 一 研究ニ必要ナル設備ノ創設及ヒ維持
- 二 研究、編纂及ヒ出版
- 三 其ノ他理事会ノ決議ニ依リ必要ト認メタル事項

第三章 事務所

第四条 本法人ハ事務所ヲ福岡市地行西町参拾四番地ニ置ク

第四章 資産及ヒ会計

第五条 本法人ノ資産ハ左ニ掲クルモノヲ以テ之ヲ組成ス

- 一 本法人ノ設立當時株式会社麻生商店取締役社長麻生太賀吉ノ寄附シタル基本金參拾万円及ヒ創設資金五万円
- 二 将来設立者ニ於テ必要ニ応シ且適當ノ時期ニ於テ寄附スヘキ土地及ヒ建物
- 三 本法人ノ事業又ハ資産ヨリ生スル収入
- 四 其他本法人ニ於テ取得スル財産

第六条 本法人ノ基本財産ハ前条第一号中参拾万円、将来基本財産トシテ指定

寄附セラレタルモノ及ヒ理事会ニ於テ基本財産ニ編入スベキコトニ決シタルモノヨリ成ル

基本財産ハ之ヲ処分スルコトヲ得ス但シ事業遂行上特ニ必要アルトキハ理事全員一致ノ同意ヲ得且主務官庁ノ承諾ヲ經テ其ノ一部ヲ事業費ニ充当スルコトヲ得

第七条 本法人ノ經常費ハ基本財産ヨリ生スル果実其ノ他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

毎会計年度末ニ於テ剰余金アルトキハ一部ハ之ヲ別途ニ積立テ一部ハ之ヲ次年度ニ繰越スコトヲ得

第八条 本法人ノ資産ハ理事会ノ定ムルトコロニ拠リ理事長之ヲ管理ス

資産中基本財産タル現金若クハ有価証券ハ左ノ方法ニヨリ管理スルコトヲ要ス

- 一 金銭信託、郵便官署若クハ確實ナル銀行ノ定期預金ト為スコト
- 二 国債証券其ノ他確實ナル有価証券ヲ購入スルコト

第九条 本法人ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ヲ以テ終ル但シ初年度ハ設立ノ日ヲ以テ始マル

第五章 役員及ヒ理事会

第十条 本法人ニ理事五名ヲ置キ中一名ヲ理事長トス

第十一条 理事ハ理事会ニ於テ之ヲ選任ス

理事ノ任期ハ四年トス但シ再選ヲ妨ケス

理事ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄其ノ職務ヲ行フ

第十二条 理事ニ欠員ヲ生シタル場合ハ遲滞ナク之ヲ補欠ス

補欠ノ為理事ニ選任セラレタル者ノ任期ハ前条第二項ノ規定ニ拠ル

第十三条 理事長ハ理事ノ互選ニ依ル

第十四条 理事会ハ理事長ノ必要ニ応シ之ヲ招集ス

第十五条 理事会ハ理事三名以上ノ出席ヲ以テ成立シ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ表決ヲ以テ之ヲ決ス

議長ハ理事長之ニ当リ理事長事故アルトキハソノ指定シタル理事之ヲ代行ス

代 行 行

第十六条 左ニ掲クル事項ハ理事会ノ議ニ付スルヲ要ス

- 一 本法人ニ於テ施行スベキ事業ノ決定
- 二 資産ノ管理及ヒ処分ニ関スル事項
- 三 予算ノ議定及ヒ決算ノ承認
- 四 斯道文庫規則ノ承認

第十七条 理事ハ書面ニ依リ理事会ノ票決ニ参加スルコトヲ得

第六章 寄附行為ノ変更及ヒ解散

第十八条 本寄附行為ハ理事全員一致ノ同意アルトキハ主務官庁ノ認可ヲ経テ之ヲ変更スルコトヲ得

第十九条 本法人ヲ解散セントスル場合ハ理事全員一致ノ同意ヲ得タル上主務官庁ノ許可ヲ受クルヲ要ス

前項ノ場合ニ於ケル残余財産ハ理事会ノ決議ニ依リ本法人ノ目的ニ類似スル目的ノ為ニ之ヲ処分ス

〔欄外鉛筆書込〕残余財産の処分

附 則

本法人設立ノ際ニ於ケル理事ハ左ノ五名トス

- 理事長 麻生太賀吉
- 理事 春日政治
- 理事 後藤文夫
- 理事 生源寺順
- 理事 野田勢次郎

(五十音順)

3-4 斯道文庫規則(昭和十三年十一月六日施行、麻生鋳業株式会社野紙七 枚)

斯道文庫規則

第一章 職制

第一条 本文庫ニ左ノ役員及ヒ職員ヲ置ク

- 役員
- 相談役 若干名
- 研究顧問 若干名
- 職員
- 文庫長 一名
- 研究員 若干名

- 助手 若干名
主事 一名
書記 一名
- 第二条 役員ハ理事会ニ於テ之ヲ委嘱ス
相談役ハ文庫ニ関スル諸般ノ事項ニツキ文庫長及ヒ研究員ノ相談ニ与ル
研究顧問ハ研究其ノ他ノ事項ニツキ文庫長ヲ補佐シ且研究員及ヒ助手ノ
指導ニ任ス
- 第三条 文庫長ハ理事会ニ於テ之ヲ委嘱ス
文庫長ハ本文庫ノ諸般ヲ総理ス
- 第四条 研究員及ヒ助手ハ研究顧問及ヒ文庫会議ニ諮リ文庫長之ヲ委嘱ス
研究員ハ文庫長ノ監督ノ下ニ研究ニ従事ス
助手ハ研究員ノ指揮ヲ受ケ研究事務ニ従事ス
- 第五条 主事及ヒ書記ハ文庫会議ニ諮リ文庫長之ヲ任命ス
主事ハ文庫長ノ指揮ヲ受ケ事務ヲ掌理ス
書記ハ主事ノ監督ノ下ニ庶務会計ノ事務ヲ担当ス
- 第六条 文庫ニ必要アルトキ文庫長ハ嘱託、研究生、雇傭員等ヲ置クコトヲ得
- 第二章 文庫会議
- 第七条 文庫会議ハ文庫長、研究員及ヒ主事ヲ以テ構成ス
文庫長ハ適宜研究顧問ノ列席ヲ求ムルコトヲ得
- 第八条 文庫会議ハ毎月一回之ヲ開ク但シ必要ニ応ジ文庫長之ヲ招集スルコト
ヲ得
- 第九条 文庫会議ハ左ノ事項ニツキ審議決定ス
一 研究ノ題目、方法、期限其ノ他研究上必要ナル事項
二 編纂及ヒ出版ニ関スル事項
三 本文庫規則其ノ他文庫諸規定ノ定ムル審議事項
- 第十条 文庫会議ハ本規則ニ定ムルトコロニ依リ文庫長ノ諮問ニ答フ
- 第三章 事業要綱
- 第十一条 本文庫ノ主たる事業ハ之ヲ研究、編纂及ヒ出版ノ三部門トス各部門
ニ当番幹事一名ヲ置キ研究員ノ互選ニヨリ毎年度ノ始文庫会議ニ於テ
之ヲ定ム
- 第十二条 研究ハ之ヲ共同研究ト各個研究ニ分チ毎年度ノ始メニ於テ文庫会議
ノ決定スルトコロニ抛リ之ヲ行フ
当該年度間ノ研究ノ概要ハ毎年度末之ヲ文庫長ニ報告ス
- 第十三条 編纂ハ文庫会議ノ議ヲ経テ左ノ諸項ニツキ之ヲ行フ
一 本文庫ニ於ケル研究ノ成果
二 古典ノ内容及ヒ語句ノ索引
三 価値アル文献ノ校註、編纂
四 本文庫ノ図書目録、事業報告其ノ他
- 第十四条 出版ハ編纂ノ成果ヲ適宜刊行ス之ヲ発売普及スルトキハ書店ヲシテ
之ニ当ラシム
- 第四章 経理
- 第十五条 本文庫ノ経常費ハ基本財産ヨリ生スル果実ヲ以テ之ニ充テ理事会ノ
議定シタル予算二拠テ之ヲ支出ス
文庫長ハ毎年一月末日迄二前年度決算報告書ヲ作成シ又十一月末日迄
二次年度予算案ヲ編成ス
右報告書及ヒ予算案ハ之ヲ理事会ニ提出ス
- 第十六条 本文庫創設当初ニ於ケル基本図書費及ヒ設備費並ニ将来設立者ニ於
テ土地建物ヲ寄附スル迄ノ仮事務所費其ノ他ノ臨時費ハ之ヲ特別会計
トナシ文庫会議ノ議ヲ経テ創設資金及ヒ其ノ果実ヨリ支出ス
文庫長ハ毎年一月末日迄ニ特別会計決算報告書ヲ作成シ之ヲ理事会ニ
提出スルコトヲ要ス
- 第十七条 設立者ニ於テ土地建物ヲ寄附シタル場合前条ノ特別会計ニ剰余金ア
ルトキハ之ヲ基本金又ハ積立金ニ繰入ル、モノトス
- 第十八条 本文庫ノ研究顧問、職員及ヒ雇傭員カ公務ニ因リ旅行スルトキハ左
ノ日額旅費ヲ支給ス
イ 文庫長、研究顧問 二十円

- ロ 研究員、主事 十五円
- ハ 助手、書記、臨時嘱託 十円
- ニ 雇傭員 五円

附則

第一条 本規定ヲ変更セントスルトキハ文庫會議ノ議ヲ經テ理事会ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第二条 本規定ハ昭和十三年十一月六日ヨリ之ヲ施行ス

315 積立金規定（昭和十三年十一月六日施行、麻生鋳業株式会社野紙三枚）

積立金規定

第一条 毎年度末經常費ニ剰余金アルトキ別途ニ積立ツヘキ金額及積立金ノ処

分ハ文庫會議ニ於テ之ヲ決定ス

第二条 積立金ハ本規定ニ拠ルノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第三条 本文庫役員ニ対シ本積立金ヲ以テ行フ諸給付左ノ如シ

一 辞任ノ場合 文庫會議ノ相当ト認ムル一時謝金

二 疾病ノ場合 文庫會議ノ相当ト認ムル見舞金

第四条 本文庫職員ニ対シ本積立金ヲ以テ行フ諸給付左ノ如シ

一 退職ノ場合 俸給月額ニ勤続年数ヲ乗シタル一時手当

二 疾病ノ場合 文庫會議ノ相当ト認ムル見舞金

三 休職ノ場合 俸給額ノ二分ノ一ヲ超エサル手当但シ公務ノタメ傷痍

ヲ受ケタルトキ文庫會議ニ於テ別段ノ取扱ヲ為ス場合ハ此ノ限りニア

ラス

本条ニ所謂休職トハ病氣欠勤三ヶ月以上ニ及ヒタルトキ文庫會議ノ決議

ヲ經テ一ヶ年以内ニ限り命セラル、モノライフ

第五条 本文庫雇傭員ニ対シ本積立金ヲ以テ行フ諸給付左ノ如シ

一 退職ノ場合 給料月額ノ貳拾割ニ勤続年数ヲ乗シタル一時手当

二 疾病ノ場合 文庫會議ノ相当ト認ムル見舞金

三 休職ノ場合 給料額ノ二分ノ一ノ手当但シ公務ノタメ傷痍ヲ受ケタルトキ文庫會議ニ於テ別段ノ取扱ヲ為ス場合ハ此ノ限ニアラス

本条ニ所謂休職トハ病氣欠勤三ヶ月以上ニ及ヒタルトキ文庫會議ノ決議ヲ經テ一ヶ年半以内ニ限り命セラル、モノライフ

附則

第一条 本規定ハ昭和十三年十一月六日ヨリ之ヲ施行ス

第二条 本規定ニ所謂勤続年数ノ計算ニアリテハ端数ハ之一年ト見做ス

316 事務規定（麻生鋳業株式会社野紙三枚）

事務規定

第一条 本文庫ノ職員及ヒ雇傭員ハ本規定ノ定ムルトコロニ拠リ服務スベシ但

シ文庫長、研究員及ヒ助手ハ此ノ限ニアラス

第二条 事務室ノ執務時間ハ左ノ如シ

四月一日ヨリ九月末日迄ハ午前八時ヨリ午後四時迄トス

十月一日ヨリ三月末日迄ハ午前八時半ヨリ午後四時半迄トス

但シ正午ヨリ一時迄ハ休憩トシ零時半以後ハ保健ノタメ雨天ノ場合ヲ除

クノ外戸外ニ出ツルモノトス

第三条 休日ハ左ノ如シ

一 日曜日

二 大祭祝日

三 十二月二十九日ヨリ翌年一月五日迄

四 創立記念日 十一月六日

五 臨時ニ定メラレタル日

第四条 病氣其ノ他ノ事由ニヨリ欠勤、遅刻、早退ヲナストキハ文庫長ニ其旨

届出ツヘシ

病氣欠勤七日以上ニ及フトキハ医師ノ診断書ヲ添付スルコトヲ要ス

第五條 職員及ヒ雇傭員ハ職務ノ繁閑ヲ見計ラヒ文庫長ノ許可ヲ得テ一年間ヲ通シ二十五日以内ノ休暇ヲ受クルコトヲ得

但シ勤続半ケ年未滿ノ者ハ七日以内、勤続一ケ年未滿ノ者ハ十五日以内トス

第六條 文庫長ハ前条ノ規定ノ外慰勞ノタメ徴兵検査、点呼等公務ニ服セシムルタメ、其ノ他必要ト認メタル場合ニハ全員又ハ各員ニ臨時休暇ヲ与フルコトヲ得

第七條 職員及ヒ雇傭員ハ父母其ノ他ノ親戚ノ喪ニ服スルタメ左ノ期間ノ忌引ヲ為スコトヲ得

- 一 父母、配偶者、子 十日以内
 - 二 祖父母、兄弟姉妹、孫 五日以内
 - 三 伯叔父母、其ノ他ノ親戚 二日以内
- 忌引ヲ為サントスルトキハ其ノ旨ヲ文庫長ニ届出ツヘシ
服喪ノタメ遠隔地ニ赴ク場合ハ文庫長ノ許可ヲ得テ其ノ往復ニ要スル日時ヲ延長スルコトヲ得

3-7 財団法人設立許可書送附ノ件（昭和十四年一月十一日、麻生鋳業株式会社野紙一枚）

昭和十四年一月十一日

福岡県学務部長 ㊟

財団法人斯道文庫設立者

麻生太賀吉殿

財団法人設立許可書送附ノ件

財団法人斯道文庫設立ノ件別紙ノ通許可相成候条及送附候

追而登記ニ付テハ失期無之様御留意相成度為念

3-8 〔許可状〕（昭和十三年十一月二十九日、麻生鋳業株式会社野紙一枚）

財団法人斯道文庫設立者

麻生太賀吉

昭和十三年十一月二十九日附申請財団法人斯道文庫設立ノ件民法第三十四条ニ依リ許可ス

昭和十三年十二月二十六日

文部大臣 男爵 荒木貞夫 ㊟

4-1 〔通知状〕（昭和十四年十二月八日、麻生鋳業株式会社野紙一枚）

昭和十四年十二月八日

財団法人斯道文庫理事長

麻生太賀吉

福岡県知事 児玉九一殿

別紙本法人寄附行為変更許可申請書御進達被下度此段及御依頼候也

4-2 財団法人斯道文庫寄附行為変更許可申請書（昭和十四年十二月八日、麻生鋳業株式会社野紙一枚）

麻生鋳業株式会社野紙一枚

財団法人斯道文庫寄附行為変更許可申請書

文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル規程第四条ニヨリ本法人寄附行為ノ一部ヲ変更致度候条御許可相成度関係書類相添此段及申請候也

昭和十四年十二月八日

福岡市地行西町三十四番地

財団法人斯道文庫理事長

麻生太賀吉 ㊤

文部大臣 河原田稼吉殿

4-3 財団法人斯道文庫寄附行為変更徐行及其理由（麻生鋳業株式会社社界紙一枚）

財団法人斯道文庫寄附行為変更条項及其理由

一「第十条 本法人ニ理事五名ヲ置キ中一名ヲ理事長トス」トアルヲ

「第十条 本法人ニ理事六名ヲ置キ中一名ヲ理事長トス」ト変更ス

（理由）福岡県下在住理事一名減少セルヲ以テ在住者ヲ一名増加セントスルモノナリ

一「第十五条第一項 理事会ハ理事三名以上ノ出席ヲ以テ成立シ云々」トアルヲ

「第十五条第一項 理事会ハ理事四名以上ノ出席ヲ以テ成立シ云々」ト変更ス

（理由）理事六名ニ増加セルヲ以テ三名ニテハ過半数ニ達セザルヲ以テ右ノ如ク変更セントスルモノナリ

4-4 第三回理事会議事録（抄）（昭和十四年十二月六日、麻生鋳業株式会社社界紙三枚）

第三回理事会議事録（抄） 財団法人斯道文庫

昭和十四年十二月六日午後二時本文庫ニ於テ開催

出席理事 麻生太賀吉、春日政治、生源寺順、野田勢次郎

委任出席 後藤文夫（受任者 麻生太賀吉）

定刻全員五名（但シ一名委任）揃ヒタルヲ以テ寄附行為第十五条第二項ノ規定ニヨリ理事長麻生太賀吉議長トナリ逐次左ノ諸件ヲ議定セリ

議事

一、寄附行為改正ノ件

第十条ニ「本法人ニ理事五名ヲ置キ云々」トアルヲ「理事六名」ト改正シ、第十五条第一項ニ「理事会ハ理事三名以上ノ出席ヲ以テ成立シ云々」トアルヲ「理事四名以上ノ出席」ト改正スルコト

一、小牧健夫氏ヲ新理事ニ選任スルノ件

右寄附行為改正ノ認可アリタルトキハ新ニ増加スベキ新理事ニハ本文庫研究顧問九州帝国大学教授小牧健夫氏ヲ選任スルコト

一、文庫長ノ交替ニ関スル件

文庫長生源寺順博士昭和十四年十二月三十一日限り辞任セラル、コトニナリタルニ付後任ヲ本文庫理事・研究顧問文学博士春日政治氏ニ委嘱スルコト以上三箇ノ議案ハ相互ニ関連アルヲ以テ一括シテ上程、先ツ議長ヨリ右議案提出ノ理由ヲ説明シ、生源寺文庫長ガ新設名古屋帝国大学理工学部長ニ榮転セラ、コトニ内定セル為文庫長交替ヲ要スルニ至リタル事情ヲ述ベ、併シ理事トシテハ今後モ引続キ本文庫ノ為御尽力賜ハルコトヲ快諾セラレタルコト、但シ理事中ノ福岡県下在住者ハ一名減ズルニ至リシヲ以テ此際定員ヲ六名定足数ヲ四名ニ増加シ、右認可アリタル場合ニハ本文庫創設ノ当初ヨリ参画尽力ヲ賜ハリシ小牧教授ヲ新理事ニ選任致シ度キ旨ヲ述ベ、且右三件ニ就テハ本日ノ票決權ヲ委任セラレタル後藤理事ヨリモ特ニ賛成ナル旨申入アリタル事ヲ書面（別紙写ノ通り）ヲ提示シテ附言ス、一同異議ナク右三件ハ理事全員一致ヲ以テ可決セリ

以上ヲ以テ本日理事会ノ議事ハ全部終了シ議長^印閉会ヲ宣ス、時ニ午后四時、乃チ各理事ハ本議事録ノ正確ナル事ヲ確認シ左ニ署名調印セリ

理事長	麻生太賀吉	印
理事	春日政治	印
理事	後藤文夫	
代理	麻生太賀吉	印
理事	生源寺順	印
理事	野田勢次郎	印

5-1 第七回理事会議事報告書（昭和十六年三月八日、麻生鉦業株式会社野紙二枚）

昭和十六年三月八日
第七回理事会議事報告書

各理事宛
理事長

去ル二月二十日開催ノ第七回理事会ニ於テ承認シタル決算書ヲ含ム「昭和十五年度事業報告書」並ニ同会ニ於テ修正可決シタル「斯道文庫規則」及「積立金規定」ノ複本ヲ同封仕候間御一覽被下度候、今回ノ規則改正ノ眼目ハ従来ノ「相談役」及「研究顧問」ノ別ヲ輻^撤廢シテ単一ナル「顧問」トスルモノニ有之、従来相談役タリシ生源寺、藏内両氏、従来研究顧問タリシ小牧、竹岡両氏ハ悉ク引続キ顧問トシテ文庫ノ為ニ御尽力被下候事ト相成リ、又新ニ四名ノ九大教授即チ高木市之助（国文学）、同四宮兼之（哲学）、同干潟龍祥（印度哲学）、同楠本正繼（支那哲学）ノ諸氏モ顧問ニ委嘱シ去ル三月一日附ヲ以テ右八氏ニ顧問ヲ囑託スルノ件ヲ発令仕候間此段併セテ御報告申上候

5-2 規則改正報告進達依頼書（昭和十六年三月八日、麻生鉦業株式会社野紙一枚）

昭和十六年三月八日
規則改正報告進達依頼書

理事長
福岡県知事 本間精殿

別紙「斯道文庫規則」及「積立金規定」改正報告書文部大臣へ御進達方可然御取計ノ程及御依頼候也

5-3 斯道文庫規則及積立金規定改正報告（昭和十六年三月八日、麻生鉦業株式会社野紙二枚）

昭和十六年三月八日
斯道文庫規則及積立金規定改正報告

文部大臣 橋田邦彦殿
理事長

去ル二月二十日開催シタル第七回理事会ニ於テ本法人ノ「斯道文庫規則」及「積立金規定」ヲ改正致候間御参考迄ニ旧規則（本文庫要覽所収）相添へ御報告仕候、因ニ右改正ノ眼目ハ従来ノ「相談役」及「研究顧問」ノ別ヲ廢シテ之ヲ単一ナル「顧問」ト為シタル点ニ有之候モ之ヲ機会ニ規則全般ニ渡リ文庫ノ現状ニ即シタル改正ヲ試ミタルモノニ御座候、尚従来相談役タリシ生源寺順、藏内数太、従来研究顧問タリシ小牧健夫、竹岡勝也ノ四氏ヲ引続キ「顧問」ニ委嘱セルハ勿論、新ニ四名ノ九大教授即チ高木市之助氏（国文学）、四宮兼之（哲学）、干潟龍祥氏（印度哲学）、楠本正繼氏（支那哲学）ヲモ顧問ニ委嘱スルコト、相成候間併セテ御報告仕候

6-1 寄附行為中変更ノ件（昭和十五年三月二十二日、麻生鉉業株式会社
紙一枚）

昭和十五年三月廿二日

福岡県学務部長 ㊟

財団法人斯道文庫

理事長 麻生太賀吉殿

寄附行為中変更ノ件

客年十二月八日附庶甲四四号ヲ以テ申請相成候標記ノ件別紙ノ通認可有之候条
指令書及送附候

6-2 〔通知状〕（昭和十五年三月十四日、麻生鉉業株式会社紙一枚）

財団法人斯道文庫

昭和十四年十二月八日附申請寄附行為中変更ノ件認可ス

昭和十五年三月十四日

文部大臣 松浦鎮次郎 ㊟

7-1 小牧理事選任並ニ生源寺理事住所変更報告（昭和十五年四月六日、麻
生鉉業株式会社紙一枚）

昭和十五年四月六日

小牧理事選任並ニ生源寺理事住所変更報告

理事長

（一）

福岡県知事 児玉九一殿

別紙新理事選任並ニ現任理事住所変更報告書文部大臣へ進達方可然御取計相成
度此段及御依頼候也

（二）

文部大臣 松浦鎮次郎殿

新理事選任並ニ現任理事住所変更ノ件

（別紙タイプ）

7-2 〔通知状〕（昭和十五年四月六日、麻生鉉業株式会社紙一枚）

昭和十五年四月六日

財団法人斯道文庫理事長 麻生太賀吉

福岡県知事 児玉九一殿

別紙新理事選任並ニ現任理事住所変更報告書文部大臣へ進達方可然御取計相成
度此段及御依頼候也

7-3 〔通知状〕（昭和十五年四月六日、麻生鉉業株式会社紙一枚）

昭和十五年四月六日

財団法人斯道文庫理事長 麻生太賀吉

文部大臣 松浦鎮次郎殿

新理事選任並ニ現任理事住所変更ノ件

昭和十五年三月十四日附御認可相成候本法人寄附行為第十条ノ改正ニ依リ理事
定員一名ヲ増加シタルヲ以テ新ニ九州帝国大学教授小牧健夫氏ヲ理事ニ選任シ
左ノ通発令並ニ登記ヲ完了仕候間登記簿謄本並ニ履歴書各一通相添へ此段及御

報告候也

7-4 辞令(写) (昭和十五年三月二十四日、麻生鋳業株式会社野紙一枚)

辞令(写)

従四位勲三等 小牧健夫

斯道文庫理事ヲ委嘱ス

昭和十五年三月二十四日

財団法人斯道文庫理事会

以上

追テ理事生源寺順儀三月二十四日名古屋市東区白壁町四丁目二十三番地ニ転居セルヲ以テ変更登記完了仕候間別紙登記簿謄本相添へ併テ及御報告候

8 職員及雇傭員服務規定(昭和十五年五月十一日改正、麻生鋳業株式会社野紙三枚)

庶甲一八号

職員及雇傭員服務規定(昭和十五年五月十一日改正)

第一条 事務室ノ執務時間ハ左ノ如シ

四月一日ヨリ九月末日迄ハ午前八時ヨリ午後四時迄トス

十月一日ヨリ三月末日迄ハ午前八時半ヨリ午後四時半迄トス

但シ正午ヨリ一時迄ハ休憩時間トス

土曜日ハ正午限リトス

第二条 休日ハ左ノ如シ

一 日曜日

二 大祭祝日

三 十二月二十九日ヨリ翌年一月五日迄

四 創立記念日 十一月六日

五 臨時ニ定メラレタル日

第三条 病氣其ノ他ノ事由ニヨリ欠勤、遅刻、早退ヲナストキハ文庫長ニ其旨届出ツヘシ

病氣欠勤七日以上ニ及フトキハ医師ノ診断書ヲ添付スルコトヲ要ス

第四条 職員及ヒ雇傭員ハ職員ノ繁閑ヲ見計ラヒ文庫長ノ許可ヲ得テ一年間ヲ

通シ左ノ休暇ヲ受クルコトヲ得

一 在職三ヶ月以上ノ者 五日以内

二 在職六ヶ月以上ノ者 十日以内

三 在職一ヶ年以上ノ者 二十日以内

但シ徴兵検査、点呼等公務ニ服スル場合ハ本条ノ日数ニ加算セス

第五条 職員及ヒ雇傭員ハ父母其ノ他ノ親戚ノ喪ニ服スルタメ左ノ期間ノ忌引ヲ為スコトヲ得

一 父母 七日

二 祖父母、配偶者、家督相続人 五日

三 伯叔父母、兄弟姉妹、家督相続人以外ノ子 三日

忌引ヲ為サントスルトキハ其ノ旨ヲ文庫長ニ届出ツヘシ

9-1 斯道文庫規則(昭和十六年二月二十日改正、麻生鋳業株式会社野紙五枚)

斯道文庫規則(昭和十六年二月二十日改正)

第一章 職制

第一条 本文庫ニ左ノ職員ヲ置ク

文庫長 一名

研究員 若干名

- 主事 一名
書記 一名
助手 若干名
- 第二条 文庫長、研究員及び主事ハ理事会ニ於テ之ヲ委嘱ス
文庫長ハ本文庫ノ諸務ヲ総理ス
研究員ハ文庫長ノ指揮ヲ受ケ研究ニ従事ス
主事ハ文庫長ノ監督ノ下ニ事務ヲ掌理ス
- 第三条 書記及び助手ハ文庫会議ニ諮リ文庫長之ヲ任命ス
書記ハ主事ノ監督ノ下ニ庶務會計ノ事務ニ従事ス
助手ハ研究員ノ指揮ヲ受ケ研究事務ニ従事ス
- 第四条 文庫ニ必要アルトキ文庫長ハ囑託、研究生、雇傭員等ヲ置クコトヲ得
- 第五条 本文庫ニ顧問若干名ヲ置ク
顧問ハ理事会ニ於テ之ヲ委嘱ス
顧問ハ文庫ニ関スル諸般ノ事項ニツキ文庫長ノ諮問ニ答フ
- 第二章 文庫会議
- 第六条 文庫会議ハ文庫長、研究員及び主事ヲ以テ構成ス
文庫長ハ適宜顧問ノ列席ヲ求ムルコトヲ得
- 第七条 文庫会議ハ毎月一回之ヲ開ク但シ文庫長ハ必要ニ応シ臨時ニ之ヲ招集スルコトヲ得
- 第八条 文庫会議ハ左ノ事項ニツキ審議ス
一 研究ノ題目、方法、期限其ノ他研究上必要ナル事項
二 編纂及ヒ出版ニ関スル事項
三 本文庫規則其ノ他文庫諸規定ノ定ムル審議事項
- 第九条 文庫会議ハ本規則ニ定ムルトコロニ依リ文庫長ノ諮問ニ答フ
- 第三章 事業
- 第十条 本文庫ノ主タル事業ハ研究、編纂及ヒ出版トシ、適宜公開講義、展覽会等ヲ行フ
- 第十一条 研究事項ハ年度毎ニ文庫会議ニ於テ之ヲ定メ、当該年度間ノ研究ノ

- 概要ハ毎年度末之ヲ文庫長ニ報告ス
- 第十二条 編纂及ヒ出版ハ文庫会議ノ議ヲ経テ左ノ諸項ニツキ之ヲ行フ
一 本文庫ニ於ケル研究ノ成果
二 古典ノ内容及ヒ語句ノ索引
三 価値アル文献ノ校註、編纂
四 本文庫ノ図書目録、事業報告其ノ他
- 第四章 経理
- 第十三条 本文庫ノ経常費ハ基本財産ヨリ生スル果実ヲ以テ之ニ充テ理事会ノ議定シタル予算ニ拠テ之ヲ支出ス
- 第十四条 本文庫創設当初ニ於ケル基本図書費及ヒ設備費並ニ将来設立者ニ於テ土地建物ヲ寄附スル迄ノ仮事務所費其ノ他ノ臨時費ハ之ヲ特別会計トナシ文庫会議ノ議ヲ経テ創設資金及ヒ其ノ果実ヨリ支出ス
設立者ニ於テ土地建物ヲ寄附シタル場合前項ノ特別会計ニ剰余金アルトキハ之ヲ基本金又ハ積立金ニ繰入ル、モノトス
- 第十五条 文庫長ハ毎年一月末日迄ニ前年度決算報告書ヲ作成シ又十一月末日迄ニ次年度予算案ヲ編成シ之ヲ理事会ニ提出スルコトヲ要ス
- 附則
- 第一条 本規定ヲ変更セントスルトキハ文庫会議ノ議ヲ経テ理事会ノ承認ヲ得ル事ヲ要ス
- 第二条 本規定ハ昭和十三年十一月六日ヨリ之ヲ施行ス
- 9-1-2 積立金規定（昭和十六年二月二十日改正、麻生鋳業株式会社野紙三枚）
- 積立金規定（昭和十六年二月二十日改正）
- 第一条 毎年度末経常費ニ剰余金アルトキ別途ニ積立ツヘキ金額及積立金ノ処分ハ文庫会議ニ於テ之ヲ決定ス

第二条 積立金ハ本規定ニ拠ルノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第三条 本文庫職員ニ対シ本積立金ヲ以テ行フ諸給付左ノ如シ

一 退職ノ場合 俸給月額ニ勤続年数ヲ乗シタル一時手当

二 疾病ノ場合 文庫会議ノ相当ト認ムル見舞金

三 休職ノ場合 俸給額ノ二分ノ一ヲ超エサル手当但シ公務ノタメ傷痍ヲ受ケタルトキ文庫会議ニ於テ別段ノ取扱ヲ為ス場合ハ此ノ限りニア

ラス

本条ニ所謂休職トハ文庫会議ノ決議ヲ経テ一ケ年以内ニ限り命セラル、

モノヲイフ

第四条 本文庫雇傭員ニ対シ本積立金ヲ以テ行フ諸給付左ノ如シ

一 退職ノ場合 給料月額ノ貳拾割ニ勤続年数ヲ乗シタル一時手当

二 疾病ノ場合 文庫会議ノ相当ト認ムル見舞金

三 休職ノ場合 給料額ノ二分ノ一ノ手当但シ公務ノタメ傷痍ヲ受ケタルトキ文庫会議ニ於テ別段ノ取扱ヲ為ス場合ハ此ノ限ニアラス

本条ニ所謂休職トハ文庫会議ノ決議ヲ経テ一ケ年以内ニ限り命セラル、

モノヲイフ

附則

第一条 本規定ヲ変更セントスルトキハ文庫会議ノ議ヲ経テ理事会ノ承認ヲ得

ルコトヲ要ス

第二条 本規定ハ昭和十三年十一月六日ヨリ之ヲ施行ス

第三条 本規定ニ所謂勤続年数ノ計算ニアリテハ端数ハ之ヲ一年ト見做ス

10 積立金規定(昭和十九年一月改正、麻生鋳業株式会社罫紙四枚)

積立金規定(○印ハ昭和十九年一月改正)

第一条 毎年度末経常費ニ剰余金アルトキ別途ニ積立ツベキ金額及積立金ノ処

分ハ文庫会議ニ於テ之ヲ決定ス

第二条 積立金ハ本規定ニ拠ルノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第三条 文庫長、顧問、研究員退職若クハ死亡シタルトキ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ文庫会議ノ議ヲ経本積立金ヲ以テ適当ノ給付ヲ行フコトヲ得

前項ニ定ムル場合ノ外文庫会議ノ必要ト認ムル場合亦同シ

○第四条 前条ニ定ムル者ヲ除ク本文庫職員又ハ之ニ準スル者ニ対シ本積立金

ヲ以テ行フ諸給付左ノ如シ

一 退職又ハ死亡ノ場合 勤続一年ヲ超ユル者ニ対シ俸給月額ニ別表ノ

手当率及ヒ勤続年数ヲ乗シタル一時手当

二 死亡又ハ疾病ノ場合 文庫会議ノ相当ト認ムル弔慰金又ハ見舞金

三 休職ノ場合 俸給額ノ二分ノ一ヲ超エサル手当但シ公務ノタメ傷痍

ヲ受ケタルトキ文庫会議ニ於テ別段ノ取扱ヲ為ス場合ハ此ノ限りニア

ラス

本条ニ所謂休職トハ文庫会議ノ決議ヲ経テ一ケ年以内ニ限り命セラル、

モノヲイフ

○第五条 本文庫雇傭員ニ対シ本積立金ヲ以テ行フ諸給付左ノ如シ

一 退職又ハ死亡ノ場合 勤続一年ヲ超ユル者ニ対シ給料月額ニ別表ノ

手当率及ヒ勤続年数ヲ乗シタル一時手当

二 疾病またハ死亡ノ場合 文庫会議ノ適当ト認ムル弔慰金又ハ見舞金

三 休職ノ場合 給料額ノ二分ノ一ノ手当但シ公務ノタメ傷痍ヲ受ケタル

ルトキ文庫会議ニ於テ別段ノ取扱ヲ為ス場合ハ此ノ限ニアラス

本条ニ所謂休職トハ文庫会議ノ決議ヲ経テ一ケ年以内ニ限り命セラル、

モノヲイフ

○第六条 本規定ノ適用ヲ受クル者ニシテ入営、応召又ハ応徴ノ為メ休職ヲ命

セラレタル者ニ対シテハ休職期間本積立金ヲ以テ文庫会議ノ適当ト認ム

ル給与ヲ行フ

第一条 本規定ヲ変更セントスルトキハ文庫会議ノ議ヲ経テ理事会ノ承認ヲ得

ルコトヲ要ス

第二条 本規定ハ昭和十三年十一月六日ヨリ之ヲ施行ス

第三条 本規定ニ所謂勤続年数ニアリテハ端数ハ月割トシ月未滿ハ一月ト見做ス

○別表

職別	手当	勤続第一年率	勤続第二年以後毎年ノ加算率
年俸職員		—	〇、〇五
月俸職員		—	〇、〇七
雇傭員		—	〇、一〇

勤続五年ハヶ月ノ月俸職員ノ例(公式)

$$\text{月俸 (円)} \times \{1 + 0.07 \times (5 \frac{8}{12} - 1)\} \times 5 \frac{8}{12} = \text{Ans}$$

11-1 第十七回理事会決議録(昭和二十年十二月十日、麻生鋳業株式会社野

紙七枚)

第十七回理事会決議録

昭和二十年十二月十日午後二時

斯道文庫分室ニテ開催

出席理事 麻生太賀吉、春日政治、藏内数太、竹岡勝也、野田勢次郎(五十

音順)

委任理事 後藤文夫、生源寺順(受任者麻生太賀吉)

定刻全員(但シ二名委任)揃ヒタルヲ以テ寄附行為第十五条第二項ノ規定ニヨ

リ麻生理事長議長トナリ逐次左ノ諸件ヲ議定セリ

議事

一、寄附行為改正ノ件

第二条全文ヲ「本法人ハ日本文化ニ関係アル文献ヲ整備シ研究者ノ利用ニ資

スルヲ以テ目的トス」ト改ム

第三条 全文ヲ削除

第十条ニ「本法人ニ理事七名ヲ置キ」云々トアルヲ「理事七名以内ヲ置キ」トシ第十五条「理事会ハ理事四名以上ノ出席ヲ以テ成立シ」云々トアルヲ「理事会ハ理事過半数ノ出席ヲ以テ成立シ」云々ト改メ第十二条ヲ全文削除ス

第十六条第四項「斯道文庫規則ノ承認」トアルヲ「斯道文庫規則ノ制定及ヒ変更」ト改ム

(改正理由) 六月十九日ノ空襲ニ依リ文庫本館ハ全部焼失シ従来ノ事業ヲ継続スルコト能ハサルニ至リタルヲ以テ本法人ノ目的及事業ヲ残存セル図書ノ管理並ニ利用ニ限定セントスルモノナリ、而シテ事業縮小ノ已ムナキニ至リタルト共ニ別項ノ如ク藏内、竹岡兩教授ヨリ理事辞任ノ申出アリ、旁々理事定員並ニ理事会定足数ニ関スル条項ヲ弾力性アルモノニ改メントスルモノナリ

二、文庫規則改正ノ件

○第一条「本文庫ニ左ノ職員ヲ置ク 文庫長一名 研究員若干名 主事一名 書記一名 助手若干名」トアルヲ「文庫長一名 主事一名 司書若干名 書記若干名」ト改ム

○第二条「文庫長研究員及ヒ主事ハ」云々トアルヲ「文庫長ハ」ト改メ、第三項「研究員ハ文庫長ノ指揮ヲ受ケ研究ニ従事ス」トアルヲ削除シ、第四項「主事ハ文庫長ノ監督ノ下ニ事務ヲ掌理ス」トアルヲ第三条第二項ニ移ス

○第三条「書記及ヒ助手ハ文庫會議ニ諮リ文庫長之ヲ任命ス」トアルヲ「主事、司書及ヒ書記長之ヲ任命ス」ト改ム、而シテ第三条第二項「書記ハ主事ノ監督ノ下ニ庶務會計ノ事務ニ従事ス」第三項「助手ハ研究員ノ指揮ヲ受ケ研究事務ニ従事ス」トアルヲ削除シ第三項「司書ハ図書ノ整備及ヒ管理ニ任ス」第四項「書記ハ庶務會計ノ事務ニ従事ス」ヲ置ク

○第四条、第五条及ヒ第二章全部(第六条乃至第九条)ヲ削除ス

○第三章事業ヲ第二章事業トシ「第十条 本文庫ノ主タル事業ハ研究、編纂及ヒ出版トシ、適宜公開講義、展覧会等ヲ行フ」ヲ「第四条 本文庫ノ蔵書ハ主トシテ専門ノ研究者ニ之ヲ閲覧セシム」トシ第十一条、第十二条ヲ削除シテ「第五条 本文庫ハ出版、展覧会、公開講義其ノ他適當ト認メタル事業ヲ行フコトアルベシ」ヲ新ニ置ク

○第四章経理ヲ第三章経理トシ第十三条以下第十五条ヲ其第六条乃至第八条トス

○附則ハ全部之ヲ削除ス

(改正理由) 前項審議ノ如ク研究事業ヲ中止スルニ至レルヲ以テ文庫規則中研究ニ関スル条項並ニ文庫長及ヒ研究員ヲ以テ構成スル文庫会議ノ条項全部ヲ削除シ文庫ノ現状ニ相応スル如ク改メタルモノナリ

前二項ノ寄附行為及ヒ文庫規則ノ改正ニ関シテハ麻生理事長ノ提案理由ヲ春日文庫長補足説明シ各理事ヨリ二三質問アリタル後原案通り可決セリ

三、蔵内、竹岡両理事辞任ノ件

既述ノ現状ニ基キ蔵内、竹岡両理事ヨリ辞任ノ申出アリ、之ヲ承認ス十二月二十日附発令、後任ハ暫ク補充セザルコトニ決定セリ

四、昭和二十一年度予算案

文庫ノ機構改革ト出版界ノ逼塞状況ニヨリ、予算ハ著シク縮小シタルヲ以テ人件費中研究調査ニ関スル諸費ヲ削除シ物件費モ最少限度ニ止メタル旨文庫長ヨリ説明アリ、若干質問ノ後承認ス、尚戦災概況並ニ其ノ後ノ情況ニツキ文庫長ヨリ委細説明アリタリ

以上ヲ以テ本日理事会ノ議事ハ全部終了シ議長閉会ヲ宣ス時二午後五時、乃チ各理事ハ本議事録ノ正確ナル事ヲ確認シ左ニ署名調印セリ

理事長	麻生太賀吉	印
理事	春日政治	印
理事	蔵内数太	印
理事	後藤文夫	
代理	麻生太賀吉	印

理事	生源寺順	
代理	麻生太賀吉	印
理事	野田勢次郎	印
理事	竹岡勝也	印

11-2 寄附行為変更認可申請案(昭和二十年十二月二十二日、麻生鉷業株式会社野紙一枚)

○寄附行為変更認可申請案
昭和二十年十二月二十二日

財団法人斯道文庫理事長 麻生太賀吉

文部大臣 前田多門殿 (別紙二通)

福岡県知事 曾我梶松殿

財団法人斯道文庫寄附行為変更認可申請書

本法人ノ寄附行為ノ一部左ノ通変更致度候条御認可相成度関係書類相添此段及

申請候也

変更条項並其理由

一、寄附行為改正ノ件

第二条全文ヲ「本法人ハ日本文化ニ関係アル文献ヲ整備シ研究者ノ利用ニ資スルヲ以テ目的トス」ト改ム

(以下第十七回理事会決議録議事ノ内容ト全ク同ジ)

12-1 「通知状」(昭和二十一年五月二十九日、麻生鉷業株式会社野紙一枚)

庶甲三三三号

二一教第一六四七号

財団法人斯道文庫

昭和二十一年五月二十七日申請其の法人寄附行為変更のこと認可する

昭和二十一年五月二十九日

福岡県知事 野田俊作 印

12-2 財団法人斯道文庫寄附行為（昭和二十年十二月十日改正）

財団法人斯道文庫寄附行為（昭和二十年十二月十日改正）

第一章 名称

第一条 本法人ハ之ヲ財団法人斯道文庫ト称ス

第二章 目的及ヒ事業

第二条 本法人ハ日本文化ニ関係アル文献ヲ整備シ研究者ノ利用ニ資スルヲ以テ目的トス

第三条 全文削除

第三章 事務所

第四条 本法人ハ事務所ヲ福岡市地行西町参拾四番地ニ置ク

第四章 資産及ヒ会計

第五条 本法人ノ資産ハ左ニ掲クルモノヲ以テ之ヲ組成ス

一 本法人ノ設立当時株式会社麻生商店取締役社長麻生太賀吉ノ寄附シタル基本金参拾万円及ヒ創設資金五万円

二 将来設立者ニ於テ必要ニ応シ且適當ノ時期ニ於テ寄附スヘキ土地及ヒ建物

三 本法人ノ事業又ハ資産ヨリ生スル収入

四 其他本法人ニ於テ取得スル財産

第六条 本法人ノ基本財産ハ前条第一号中参拾万円、将来基本財産トシテ指定寄附セラレタルモノ及ヒ理事会ニ於テ基本財産ニ編入スヘキコトニ決シ

タルモノヨリ成ル

基本財産ハ之ヲ処分スルコトヲ得ス但シ事業遂行上特ニ必要アルトキハ理事全員一致ノ同意ヲ得且主務官庁ノ承認ヲ経テ其ノ一部ヲ事業費ニ充当スルコトヲ得

第七条 本法人ノ經常費ハ基本財産ヨリ生スル果実其ノ他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

毎会計年度末ニ於テ剰余金アルトキハ一部ハ之ヲ別途ニ積立テ一部ハ之ヲ次年度ニ繰越スコトヲ得

第八条 本法人ノ資産ハ理事会ノ定ムルトコロニ抛リ理事長之ヲ管理ス

資産中基本財産タル現金若クハ有価証券ハ左ノ方法ニヨリ管理スルコトヲ要ス

一 金銭信託、郵便官署若クハ確實ナル銀行ノ定期預金ト為スコト

二 国債証券其ノ他確實ナル有価証券ヲ購入スルコト

第九条 本法人ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ヲ以テ終ル但シ初年度ハ設立ノ日ヲ以テ始マル

第五章 役員及ヒ理事会

第十条 本法人ニ理事七名ヲ置キ中一名ヲ理事長トス

第十一条 理事ハ理事会ニ於テ之ヲ選任ス

理事ノ任期ハ四年トス但シ再選ヲ妨ケス

理事ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄其ノ職務ヲ行フ

第十二条 全文削除

第十三条 理事長ハ理事ノ互選ニ依ル

第十四条 理事会ハ理事長必要ニ応シ之ヲ招集ス

第十五条 理事会ハ理事過半数ノ出席ヲ以テ成立シ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ表決ヲ以テ之ヲ決ス

議長ハ理事長之ニ当リ理事長事故アルトキハソノ指定シタル理事之ヲ代行ス

第十六条 左ニ掲クル事項ハ理事会ノ議ニ付スルヲ要ス

一 本法人ニ於テ施行スヘキ事業ノ決定

二 資産ノ管理及ヒ処分ニ関スル事項

三 予算ノ議定及ヒ決算ノ承認

四 斯道文庫規則ノ制定及ヒ変更

第十七条 理事ハ書面ニ依リ理事会ノ票決ニ参加スルコトヲ得

第六章 寄附行為ノ変更及ヒ解散

第十八条 本寄附行為ハ理事全員一致ノ同意アルトキハ主務官庁ノ認可ヲ經テ之ヲ変更スルコトヲ得

第十九条 本法人ヲ解散セントスル場合ハ理事全員一致ノ同意ヲ得タル上主務官庁ノ許可ヲ受クルヲ要ス

前項ノ場合ニ於ケル残余財産ハ理事ノ決議ニ依リ本法人ノ目的ニ類似セル目的ノ為ニ之ヲ処分ス

附則

本法人設立ノ際ニ於ケル理事ハ左ノ五名トス

理事長 麻生太賀吉

理事 春日政治

理事 後藤文夫

理事 生源寺順

理事 野田勢次郎

(五十音順)

12-3 斯道文庫規則(昭和二十年十二月十日改正)

斯道文庫規則(昭和二十年十二月十日改正)

第一章 職制

第一条 本文庫ニ左ノ職員ヲ置ク

文庫長 一名

主事 一名

司書 若干名

書記 若干名

第二条 文庫長ハ理事会ニ於テ之ヲ委嘱ス

文庫長ハ本文庫ノ諸務ヲ総理ス

第三条 主事、司書及ヒ書記ハ文庫長之ヲ任命ス

主事ハ文庫長ノ監督ノ下ニ事務ヲ掌理ス

司書ハ圖書ノ整備及ヒ管理ニ任ス

書記ハ庶務會計ノ事務ニ従事ス

第二章 事業

第四条 本文庫ノ蔵書ハ主トシテ専門ノ研究者ニ之ヲ閲覽セシム

第五条 本文庫ハ出版、展覧会、公開講義其ノ他適當ト認メタル事業ヲ行フコトアルベシ

第三章 経理

第六条 本文庫ノ經常費ハ基本財産ヨリ生スル果実ヲ以テ之ニ充テ理事会ノ議定シタル予算ニ拠テ之ヲ支出ス

第七条 本文庫創設当初ニ於ケル基本図書費及ヒ設備費並ニ将来設立者ニ於テ土地建物ヲ寄附スル迄ノ仮事務所費其ノ他ノ臨時費ハ之ヲ特別会計ト

ナシ創設資金及ヒ其ノ果実ヨリ支出ス

設立者ニ於テ土地建物ヲ寄附シタル場合前項ノ特別会計ニ剰余金アル

トキハ之ヲ基本金又ハ積立金ニ繰入ル、モノトス

第八条 文庫長ハ毎年一月末日迄ニ前年度決算報告書ヲ作成シ又十一月末日迄

ニ次年度予算案ヲ編成シ之ヲ理事会ニ提出スルコトヲ要ス

(以上)

13-1 財団法人斯道文庫解散許可申請書(昭和二十一年五月二十七日、麻生

鉦業株式会社野紙一枚)

財団法人斯道文庫解散許可申請書

今般都合ニ依リ財団法人斯道文庫ヲ解散致度候条御許可相成度別紙理事会決議
録並財産目録及清算予算書相添へ此段及申請候也

昭和二十一年五月二十七日

福岡市地行西町三十四番地

財団法人斯道文庫理事長 麻生太賀吉 ㊦

福岡県知事

野田俊作殿

13-2 第十九回理事会決議録（昭和二十一年五月十一日、麻生鋳業株式会社

罫紙八枚）

第十九回理事会決議録

財団法人斯道文庫 ㊦

昭和二十一年五月十一日午後二時

福岡市地行西町三十四番地斯道文庫仮事務所ニ於テ

出席理事 麻生太賀吉、春日政治、野田勢次郎ノ三名

書面ニ依ル出席理事 加納久朗、生源寺順ノ二名

定刻麻生理事長開会ヲ宣シ、嚮ニ昭和二十年十二月十日第十七回理事会ニ於テ
本法人ノ目的ヲ變更シ「日本文化ニ関係アル文献ヲ整備シ研究者ノ利用ニ資ス
ル」コトト為シタルモ、其後経済情勢ノ推移ニ由リ戦災後ノ復旧頗ル困難ニシ
テ「研究者ノ利用ニ資スル」コトハ近キ将来ニ於テ其ノ見込ナク且基本財産ノ
果実又皆無トナリタル為、本法人ヲ解散スルノ途ニ出ヅルノ已ムナキニ至リタ
ル所以ヲ述ベ、其ノ解散手續ニ必要ナル寄附行為ノ改正並ニ解散ニ関スル諸要
項ニツキ各理事ニ諮リタルトコロ、種々活澁ナル意見出デタルモ、慎重協議ノ
結果結局大綱ニツキテハ原案通り承認スルコトトナリ、理事全員一致ヲ以テ左
ノ如ク議決セリ

第一 寄附行為ノ改正

第十九条第二項ニ「本法人ノ目的ニ類似セル目的ノ為ニ」トアルヲ「主務
官庁ノ許可ヲ得テ」ト改正シ、公正ナル主務官庁ノ判断ニ依ツテ残余財産
処分ノ適正且妥当ナランコトヲ期スルコト

第二 解散ノ事由及方法

(一) 解散ノ事由

専門的図書ヲ主トシテ蒐集セル本法人所有ノ文献ヲ研究者ノ利用ニ資セシ
ムベキ施設ノ復旧ハ近キ将来ニ於テ其見込ナキコト

昭和二十年下半年期以降基本財産ノ果実皆無トナリタル為文献ノ整備ハ固ヨ
リ、之ガ維持保全ノ事モ放置セザルヲ得ザル状態ニ迫ラレタルコト

将来若干ノ果実ヲ生ズルニ至ルコトアルベキモ、猶ホ本法人ノ経営管理ニ必
要ナル經常収入ヲ得ルコトハ、客観的情勢上期待シ能ハザルコト

斯クテ本法人ノ目的遂行ハ近キ将来ニ付到底不能ニ陥リタルコト

(二) 解散ノ期日 昭和二十一年五月三十一日

(三) 残余財産ノ処分

解散後ニ於ケル残余財産処分ノ大綱ハ左ノ如シ、但シ之ガ実施ニ関シテ生ズ
ル細目ニツキテハ次項ニ指定スル清算人ニ之ヲ一任スルコト

(イ) 普通財産中ノ図書五月十一日現在参万参千九百〇五冊全額
六万六千九百九拾八円九拾参銭ハ之ヲ日本文化ノ進歩発展ニ資スル機関ヲ見
出スマデハ、麻生鋳業株式会社麻生塾附属図書館ニ於テ責任ヲ以テ保管スル
コト、而シテ其ノ保管ニツイテハ理事文庫長野田勢次郎ヲ新ニ委嘱シテ之ガ
監督ニ当ラシムルコト

図書以外ノ普通財産ノ処分ハ清算人ニ一任シ、別表予算ノ通り、清算費用、
退職手当並ニ本法人ノ創立以來功勞アリシ役員、職員及顧問等ノ慰勞金ニ充
当ス、但シ右諸費用ヲ支弁スルニ至ラザルトキハ、寄附行為第六条第二項ノ
規定ニ依リ基本財産ノ一部ヲ以テ之ニ充当ス

(ロ) 基本財産タル九州配電株式会社株式七千貳百株額面参拾六万円ハ其壹
千株額面五万円ヲ福岡県立図書館ニ、参千株額面拾五万円ハ、日本文化ノ根

気ヲ啓培セントスル目的ノ下ニ創立セラルル財団法人九州農士学校ニ寄附スルコト、残余ノ株式ハ前号図書ノ保全管理ノ為ニ必要ナル経費ノ一部トシテ、麻生鋳業株式会社麻生塾附属図書館ニ寄附スルコト

〔欄外鉛筆書込〕七、二〇〇株 一、〇〇〇株 県立図書館

三、〇〇〇株 農士学校

三、二〇〇株 麻生塾

(四) 清算人

本法人ノ解散後ニ於ケル清算人ハ理事長麻生太賀吉、理事文庫長野田勢次郎ノ二名トス

以上ヲ以テ議事ヲ終了シ議長閉会ヲ宣ス、時ニ午後六時、乃チ各理事ハ本議事録ノ正確ナルコトヲ確認シ左ニ署名調印ス

理事長	麻生太賀吉	印
理事	春日政治	印
理事	加納久朗	
代理	麻生太賀吉	印
理事	生源寺順	
代理	春日政治	印
理事	野田勢次郎	印

別表 予算書

第一 創立功労者慰労金 壹八、〇〇〇円〇〇

第二 役員慰労金 壹四、〇〇〇円〇〇

第三 顧問慰労金 常任顧問壹名貳千円(九配株四〇株) 顧問四名五百円(九配株壹〇

株)宛、理事壹名壹千円(九配株貳〇株)

株)宛、理事壹名壹千円(九配株貳〇株) 顧問四名五百円(九配株壹〇

株)宛

第四 職員慰労金及手当

貳八、〇〇〇円〇〇

文庫長壹名壹千円(九配株貳〇株) 研究員A貳名七千円(九配株壹四〇株)宛、B貳名参千円(九配株七〇株)宛、C壹名貳千円(九配株四〇株)、主事壹名書記壹名旧書記旧助手各壹名計四千円

第五 雇員慰労金及退職手当参名

四、五〇〇円〇〇

第六 新英学社

七、五参貳円〇参

(イ) 普通預金(福岡銀行)

六、壹五参円四九

(ロ) 備品・壹百拾四個

壹、参八〇円五四

第七 河村幹雄全集印税(第一卷分)

九、四〇〇円〇〇

第八 普通財産九州配電株式壹百八拾八株

清算費用

壹、八参壹円〇参

人件費

壹、〇〇〇円〇〇

物件費

八参壹円〇参

13-3 解散財団財産処分予算書(内訳) (麻生鋳業株式会社罫紙三枚)

解散財団財産処分予算書(内訳)

福岡市地行西町三十四番地

財団法人斯道文庫 印

収入合計 金四拾八万貳千七百〇六円貳拾錢(財産目録ニ全シ)

支出合計 金四拾八万貳千七百〇六円貳拾錢

差引残高 ナシ

14 財団法人斯道文庫図書管理方針大綱(野紙二丁)

財団法人斯道文庫図書管理方針大綱

飯塚市立岩 麻生鋳業株式会社

財団法人斯道文庫解散後麻生鋳業株式会社附属図書館ノ管理ニ帰スル同文庫図書ノ管理方法大要左ノ如シ

一、管理主体 麻生鋳業株式会社

二、管理場所 管理ノ場所ニ関シテハ之ヲ二期ニ分ツ、即チ同会社ニ於テ之ガ

タメノ特別ノ図書館設備ヲ新設スルニ至ル迄ト其ノ後トノ二トス

第一期 安井文庫、主要ナル叢書及其ノ他戦災後ノ整理ノ第一段階ヲ了シタ

ル図書約式万冊ハ之ヲ飯塚市立岩柏ノ森麻生太賀吉邸内図書室(貳拾坪)

ニ架蔵シ同所ニ於テ整理保存事務ヲ行フ、残余ノ図書ハ福岡市地行西町

三十四番地現斯道文庫書庫(二階建土蔵)ニ保管シ事務員二三名ヲ置キ之

ガ保存及ビ整理ニ当ラシム

第二期 飯塚市内未定地ニ新ニ廃坑トナリタル豆田炭坑事務所ノ建築材料ヲ

主トシテ移シ用ヒテ独立ノ図書館建築ヲ施設シ全図書ヲ之ニ保管ス、最モ

近キ将来ニ実現ノ運ビニ至ル予定ナリ

三、管理事務組織

(イ) 斯道文庫理事文庫長野田勢次郎監督ノ下ニ麻生鋳業株式会社企画室統

計課長渡辺幸生(前福岡高等商業学校教授法学士)事務ヲ総轄ス

(ロ) 事務員ハ現斯道文庫事務員ヲ麻生鋳業株式会社ニ於テ引受け採用シテ

専ラ図書館事務ニ当ラシムル外別ニ会社ヨリ専任ノ事務員ヲ任命シテ整理

保管ノ事ニ任ゼシム

四、経理 麻生鋳業株式会社経常予算中ニ新ニ別項ヲ設ケテ右図書館ノ費用ヲ

支弁ス、尚右文庫解散財団中ヨリ同会社ニ寄附セラル、財産(図書以外ノ)

ハ凡ベテ之ヲ右図書館ノ用ニ充当ス

五、図書館利用方針 当分整理(カード作成、台帳整備其ノ他閲覧設備ノ整頓)完了ヲ見ル迄ハ図書ノ閲覧ヲ禁ジ、整理済ノ上ハ学術的目的ノ為メ嚴格

ナル措置ノ下ニ一部ノ利用ニ供スルコトアルベシ

以上

新英学社

一、目的 主トシテ英米古典の精神文化及ビ広ク外国文化ノ研究ヲ行ヒ之ガ綜

合的撰取ヲ通ジテ新文化日本建設ノ一端ニ資センコトヲ目的トス

二、趣旨 省略

三、性質 純私的ナル同人ノ研究会

四、事業 英米ヲ主トスル外国文化ノ研究及紹介並ニ出版聯盟ノ一員トシテ編

纂出版ノ事業ヲ行フ予定ナリ

五、事務所 将来福岡市友泉亭一二八ニ設クル予定ナリ、当分現斯道文庫所在

地ニ置ク

六、会員 現在斯道文庫編輯部嘱託タル大塚英雄(経済学士)、野見山温(法

学士)、阿部隆一(文学士)ヲ以テ構成スルモ、将来広ク一般研究者ノ直接

又ハ研究成果ヲ通ジテノ間接的参加ヲ求ムル予定ナリ

七、経理 基金目下皆無、斯道文庫編輯部会計ニ属セシ普通預金及若干ノ文庫

備品ノ寄附ヲ以テ基礎トスベシ

以上

15 財団法人斯道文庫清算報告書(野紙二丁)

財団法人斯道文庫清算報告書

収入合計金 四拾八万参千八百式拾九円六拾壹銭

支出合計金 四拾八万参千八百式拾九円六拾壹銭

差引残高ナシ

収入之部

科目	予算額	決算額	比較増減(△印減)	備考
第一款	四八二、七〇六・二〇	四八三、八二九・六一	一、一二三・四一	
第一項 有価証券	三六九、四〇〇・〇〇	三六四、四〇〇・〇〇	△五、〇〇〇・〇〇	
第一目 基本財産	三六〇、〇〇〇・〇〇	三五五、〇〇〇・〇〇	△五、〇〇〇・〇〇	売却ニツキ預金現金ニ繰入
第二目 普通財産	九、四〇〇・〇〇	九、四〇〇・〇〇	—	
第二項 備品及図書	六九、四〇三・六八	六九、四〇三・六八	—	
第一目 機械器具	三三八・六一	三三八・六一	—	
第二目 什器備品	二、〇六六・一四	二、〇六六・一四	—	
第三目 図書	六六、九九八・九三	六六、九九八・九三	—	
第三項 預金	四二、一八二・二八	四七、二八三・七五	五、一〇一・四七	
第一目 普通預金	一一、六九〇・九〇	一六、七九〇・一四	五、〇九九・三四	有価証券売却ニヨリ
第二目 定期預金	二、五〇〇・〇〇	二、五〇〇・〇〇	—	
第三目 特殊預金	一五、〇〇〇・〇〇	一五、〇〇〇・〇〇	—	
第四目 特殊金銭信託	一二、四二〇・〇〇	一二、四二〇・〇〇	—	
第五目 振替貯金	五七一・三八	五七三・六一	二・二三	利子
第四項 現金	一、七二〇・二四	二、七四二・一八	一、〇二二・九四	有価証券売却ニヨリ。 出版物売上収入ニヨリ。

支出之部

科目	予算額	決算額	比較増減(△印減)	備考
第一款				
第一項 寄附	四八二、七〇六・二〇	四八三、八二九・六一	一、一二三・四一	
第一目 九州農士学校	四一二、三七五・一七	四〇八、七八六・〇七	△三、五八九・一〇	
第二目 福岡県立図書館	一五〇、〇〇〇・〇〇	一五〇、〇〇〇・〇〇	—	
第三目 麻生鋳業株式会社附属図書館	一九五、四四三・一四	一九一、八五四・〇四	△三、五八九・一〇	
第二項 図書	六六、九九八・九三	六六、九九八・九三	—	
第一節 図書	一、〇二四・二一	一、〇二四・二一	—	
第二節 機械器具什器備品	一〇〇、〇〇〇・〇〇	九五、〇〇〇・〇〇	△五、〇〇〇・〇〇	清算費用充当ノタメ売却。
第三節 有価証券	一五、〇〇〇・〇〇	一五、〇〇〇・〇〇	—	
第四節 特殊預金	一二、四二〇・〇〇	一二、四二〇・〇〇	—	
第五節 特殊金銭信託	—	—	—	
第六節 現金	九、四〇〇・〇〇	一、四一〇・九〇	一、四一〇・九〇	清算費用残額全部。
第四目 河村幹雄全集刊行会	七、五三二・〇三	七、五三二・〇三	—	
第五目 新英学社	一、三八〇・五四	一、三八〇・五四	—	
第一節 備品	六、一五一・四九	六、一五一・四九	—	
第二節 普通預金	六八、五〇〇・〇〇	六八、八一六・二一	三一六・二一	
第二項 慰労金、退職手当及記念品代	一八、〇〇〇・〇〇	一八、〇〇〇・〇〇	—	
第一目 創立功労金	一四、〇〇〇・〇〇	一四、〇〇〇・〇〇	—	
第二目 役員慰労金	四、〇〇〇・〇〇	四、〇〇〇・〇〇	—	
第三目 顧問慰労金	二八、〇〇〇・〇〇	二八、一三三・六五	一三三・六五	旧職員 名ヲ 名ニ改ム
第四目 職員慰労金	四、五〇〇・〇〇	四、六八二・五六	一八二・五六	旧雇員 名ヲ 名ニ改ム
第五目 雇員賃金	一、〇〇〇・〇〇	三、二〇七・〇四	一、三七六・〇一	
第三項 清算費用	八三一・〇三	一、九五七・〇四	二、一四五・〇一	六月分俸給給料ヲ含ム。
第一目 人件費	—	—	—	
第二目 物件費	—	三、六八〇・〇〇	三、六八〇・〇〇	
第四項 経常会計追加	—	二、四八〇・〇〇	二、四八〇・〇〇	本年度上半期賞与。
第一目 賞与	—	一、二〇〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇	疎開関係者へ御礼(三名)。 文庫報執筆者御礼。(拾名)
第二目 諸給	—	二四〇・二九	二四〇・二九	
第五項 特別会計追加	—	一七五・二九	一七五・二九	解散前退職ノ事務員一名(退年)
第一目 積立金支払 (諸手当)	—	六五・〇〇	六五・〇〇	六月分家賃
第二目 別途準備金 (事務所貸借料)	—	—	—	

16-1 (通知状) (昭和二十一年五月二十九日、麻生鋳業株式会社罫紙一枚)

庶甲三四号

二一教第一六四七号

福岡市地行西町三四

財団法人斯道文庫

昭和二十一年五月二十七日申請其の法人解散のこと許可する

昭和二十一年五月二十九日

福岡県知事 野田俊作 印

16-2 法人解散のこと (昭和二十一年五月二十九日、麻生鋳業株式会社罫紙一枚)

二一教第一六四七号

昭和二十一年五月二十九日

福岡県教育民生部長 印

財団法人斯道文庫

理事長 麻生太賀吉殿

法人解散のこと

別紙指令の通り貴法人昭和二十一年五月三十一日限り解散を許可せられましたので至急民法上の手続を完了し其の旨報告せられたい、尚折返し清算人の届出を提出せられたし

17-1 登記簿抄本 (昭和二十一年六月二十四日、麻生鋳業株式会社罫紙一枚)

庶甲三六号

登記簿抄本

登記第参九号

一、名称 財団法人斯道文庫

一、事務所 福岡市地行西町参拾四番地

一、解散登記ノ年月日 昭和貳拾壹年五月参拾壹日

一、清算人氏名住所

飯塚市大字立岩貳百拾四番地

麻生太賀吉

糸島郡一貫山村浜窪五百参拾五番地 野田勢次郎

此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認証ス

昭和貳拾壹年六月貳拾四日

福岡区裁判所 印

裁判所書記 増田一郎 印

(増カ橋カ明確ナラズ)

17-2 財団法人清算人届 (昭和二十一年五月三十一日、麻生鋳業株式会社罫紙二枚)

財団法人清算人届

今般財団法人斯道文庫事昭和貳拾壹年五月参拾壹日ヲ以テ解散スベキ旨御許可相受候ニ付テハ該法人解散財団清算人ヲ左記ノ通り相定候条清算人受諾書相添へ此段及御届候也

記

本籍 福岡県飯塚市大字立岩貳百拾四番地

現住所 同

財団法人斯道文庫理事長 麻生太賀吉

明治四拾四年九月貳拾九日生

本籍 和歌山県西牟婁郡田邊町字南新町百拾四番地
現住所 福岡県糸島郡一貴山村濱窪五百参拾五番地

財団法人斯道文庫理事文庫長 野田勢次郎
明治拾五年四月六日生

昭和貳拾壹年五月参拾壹日

財団法人斯道文庫理事長

麻生太賀吉 印

福岡県知事 野田俊作殿

17-3 清算人受諾書（昭和二十一年五月三十一日、麻生鉷業株式会社罫紙一枚）

清算人受諾書

本籍 福岡県飯塚市大字立岩貳百拾四番地

現住所 同

財団法人斯道文庫理事長 麻生太賀吉

明治四拾四年九月貳拾九日生

私儀

今般財団法人斯道文庫解散ニ際シ其ノ清算人タルベキノ委嘱ヲ受候ニ付テハ誠
実ニ其ノ任務ヲ遂行致スベク此段受諾仕候也

昭和貳拾壹年五月卅一日

麻生太賀吉 印

17-4 清算人受諾書（昭和二十一年五月三十一日、麻生鉷業株式会社罫紙一枚）

清算人受諾書

本籍 和歌山県西牟婁郡田邊町字南新町百拾四番地
現住所 福岡県糸島郡一貴山村濱窪五百参拾五番地

財団法人斯道文庫理事文庫長 野田勢次郎
明治拾五年四月六日生

私儀

今般財団法人斯道文庫解散ニ際シ其ノ清算人タルベキノ委嘱ヲ受候ニ付テハ誠
実ニ其ノ任務ヲ遂行致スベク此段受諾仕候也

昭和貳拾壹年五月参拾壹日

野田勢次郎 印

17-5 財団法人斯道文庫清算報告書（麻生鉷業株式会社罫紙四枚）

財団法人斯道文庫清算報告書

収入合計金 四拾八万参千八百貳拾九円六拾壹錢

支出合計金 四拾八万参千八百貳拾九円六拾壹錢

差引残高ナシ

収入之部

科目	予算額	決算額	比較増減(△印減)	備考
第一款	四八二、七〇六・二〇	四八三、八二九・六一	一、一二三・四一	
第一項 有価証券	三六九、四〇〇・〇〇	三六四、四〇〇・〇〇	△五、〇〇〇・〇〇	
第一目 基本財産	三六〇、〇〇〇・〇〇	三五五、〇〇〇・〇〇	△五、〇〇〇・〇〇	売却ニツキ預金現金ニ繰入
第二目 普通財産	九、四〇〇・〇〇	九、四〇〇・〇〇	—	
第二項 備品及図書	六九、四〇三・六八	六九、四〇三・六八	—	
第一目 機械器具	三三八・六一	三三八・六一	—	
第二目 什器備品	二、〇六六・一四	二、〇六六・一四	—	
第三目 図書	六六、九九八・九三	六六、九九八・九三	—	
第三項 預金	四二、一八二・二八	四七、二八三・七五	五、一〇一・四七	
第一目 普通預金	一一、六九〇・九〇	一六、七九〇・一四	五、〇九九・三四	有価証券売却ニヨリ
第二目 定期預金	二、五〇〇・〇〇	二、五〇〇・〇〇	—	
第三目 特殊預金	一五、〇〇〇・〇〇	一五、〇〇〇・〇〇	—	
第四目 特殊金銭信託	一二、四二〇・〇〇	一二、四二〇・〇〇	—	
第五目 振替貯金	五七一・三八	五七三・六一	二・二三	利子
第四項 現金	一、七二〇・二四	二、七四二・一八	一、〇二二・九四	有価証券売却ニヨリ。 出版物売上収入ニヨリ。

支出之部

科目	予算額	決算額	比較増減(△印減)	備考
第一款				
第一項 寄附	四八二、七〇六・二〇	四八三、八二九・六一	一、一二三・四一	
第一目 九州農士学校	四一二、三七五・一七	四〇八、七八六・〇七	△三、五八九・一〇	
第二目 福岡県立図書館	一五〇、〇〇〇・〇〇	一五〇、〇〇〇・〇〇	—	
第三目 麻生鋳業株式会社附属図書館	一九五、四四三・一四	一九一、八五四・〇四	△三、五八九・一〇	
第二節 図書	六六、九九八・九三	六六、九九八・九三	—	
第一節 機械器具什器備品	一、〇二四・二一	一、〇二四・二一	—	
第二節 有価証券	一〇〇、〇〇〇・〇〇	九五、〇〇〇・〇〇	△五、〇〇〇・〇〇	清算費用充当ノタメ売却。
第三節 特殊預金	一五、〇〇〇・〇〇	一五、〇〇〇・〇〇	—	
第四節 特殊金銭信託	一二、四二〇・〇〇	一二、四二〇・〇〇	—	
第五節 現金	九、四〇〇・〇〇	一、四一〇・九〇	一、四一〇・九〇	清算費用残額全部。
第六節 河村幹雄全集刊行会	七、五三二・〇三	七、五三二・〇三	—	
第七節 新英学社	一、三八〇・五四	一、三八〇・五四	—	
第八節 普通預金	六、一五一・四九	六、一五一・四九	—	
第九節 慰労金、退職手当及記念品代	六八、五〇〇・〇〇	六八、八一六・二一	三二六・二一	
第一目 創立功労金	一八、〇〇〇・〇〇	一八、〇〇〇・〇〇	—	
第二目 役員慰労金	一四、〇〇〇・〇〇	一四、〇〇〇・〇〇	—	
第三目 顧問慰労金	四、〇〇〇・〇〇	四、〇〇〇・〇〇	—	
第四目 職員慰労金	二八、〇〇〇・〇〇	二八、一三三・六五	一三三・六五	旧職員 名ヲ 名ニ改ム
第五目 雇員賃金	四、五〇〇・〇〇	四、六八二・五六	一八二・五六	旧雇員 名ヲ 名ニ改ム
第十節 清算費用	一、八三一・〇三	三、二〇七・〇四	一、三七六・〇一	
第一目 人件費	一、〇〇〇・〇〇	一、二五〇・〇〇	二五〇・〇〇	六月分俸給給料ヲ含ム。
第二目 物件費	八三一・〇三	一、九五七・〇四	一、一二六・〇一	
第十一節 経常会計追加		三、六八〇・〇〇	三、六八〇・〇〇	
第一目 賞与		二、四八〇・〇〇	二、四八〇・〇〇	本年度上半期賞与。
第二目 諸給		一、二〇〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇	疎開関係者へ御礼(三名)。 文庫報執筆者御礼。(拾名)
第十二節 特別会計追加		二四〇・二九	二四〇・二九	
第一目 積立金支払 (諸手当)		一七五・二九	一七五・二九	解散前退職ノ事務員一名(退年)
第二目 別途準備金 (事務所貸借料)		六五・〇〇	六五・〇〇	六月分家賃